

平成30年第2回長瀬町議会定例会会議録目次

| | |
|--|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 6月14日(木) | |
| ○開 会 | 5 |
| ○開 議 | 5 |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 5 |
| ○諸般の報告 | 5 |
| ○町長挨拶 | 6 |
| ○議事日程の報告 | 8 |
| ○会議録署名議員の指名 | 8 |
| ○会期の決定 | 8 |
| ○町政に対する一般質問 | 8 |
| 7番 関 口 雅 敬 君 | 9 |
| 6番 野 口 健 二 君 | 18 |
| 5番 村 田 徹 也 君 | 19 |
| 4番 岩 田 務 君 | 31 |
| 2番 田 村 勉 君 | 37 |
| 3番 野 原 隆 男 君 | 43 |
| 8番 大 島 瑠美子 君 | 45 |
| 9番 新 井 利 朗 君 | 51 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程 | 54 |
| ○議案第27号の説明、質疑、討論、採決 | 54 |
| ・議案第27号 専決処分承認を定めることについて(長瀬町税条例等の一部を改正する条例) | |
| ○議案第28号の説明、質疑、討論、採決 | 58 |
| ・議案第28号 専決処分承認を定めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) | |
| ○議案第29号の説明、質疑、討論、採決 | 60 |
| ・議案第29号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第30号の説明、質疑、討論、採決 | 63 |
| ・議案第30号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算(第1号) | |
| ○議案第31号の説明、質疑、討論、採決 | 66 |
| ・議案第31号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について | |
| ○請願第2号の説明、質疑、討論、採決 | 67 |

・ 請願第 2 号 憲法 9 条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願

| | |
|--------------------------------|-----|
| ○議員派遣の件 | 7 2 |
| ○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 | 7 3 |
| ○閉会について | 7 3 |
| ○町長挨拶 | 7 3 |
| ○閉 会 | 7 4 |

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第44号

平成30年第2回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年6月8日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成30年6月14日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 2番 | 田 | 村 | 勉 | 君 | | |
| 3番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | 4番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | | |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 | |
| 7番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 8番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 10番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 | |

不応招議員（なし）

平成30年第2回長瀬町議会定例会 第1日

平成30年6月14日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

6番 野 口 健 二 君

5番 村 田 徹 也 君

4番 岩 田 務 君

2番 田 村 勉 君

3番 野 原 隆 男 君

8番 大 島 瑠美子 君

9番 新 井 利 朗 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決

1、請願第2号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

| | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|-----|---|
| 1番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 2番 | 田 | 村 | 勉 | 君 |
| 3番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | 4番 | 岩 | 田 | 務 | 君 |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番 | 野 | 口 | 健 | 二 |
| 7番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 8番 | 大 | 島 | 瑠美子 | 君 |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 10番 | 染 | 野 | 光 | 谷 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|---|----------------|---|---|---|---|---|
| 町長 | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江 | 君 | 副町長 | 平 | 健 | 司 | 君 | |
| 教育長 | 野 | 口 | | 清 | 君 | | 会計 管理 者 | 田 | 寫 | 俊 | 浩 | 君 |
| 総務課長 | 横 | 山 | 和 | 弘 | 君 | | 企画 財政 課長 | 内 | 山 | 雅 | 人 | 君 |
| 税務課長 | 相 | 馬 | 孝 | 好 | 君 | | 町民 課長 | 若 | 林 | | 智 | 君 |
| 健康福祉 課長 | 中 | 畝 | 康 | 雄 | 君 | | 産業 観光 課長 | 南 | | | 勉 | 君 |
| 建設課長 | 坂 | 上 | 光 | 昭 | 君 | | 教育 次長 | 福 | 島 | 賢 | 一 | 君 |

事務局職員出席者

| | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|--|--|----|---|---|---|---|
| 事務局長 | 野 | 口 | 晃 | | | 書記 | 中 | 畝 | 健 | 一 |
|------|---|---|---|--|--|----|---|---|---|---|

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第2回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（染野光谷君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（染野光谷君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成29年度2月分から4月分、平成30年度4月分にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しをお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

3月20日、皆野町で「ちちぶ定住自立圏関係者懇談会」が開催され、出席いたしました。

3月23日、秩父市役所で「秩父地域議長会第4回定例会」が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

3月29日、千葉県市原市市議会議員が行政視察で当町を訪れ、副議長岩田務君ともども対応いたしました。

4月27日に、秩父地方庁舎で「道議連・水森議連・公共交通議連第1回役員会」が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

5月8日、横瀬町役場で「秩父町村議員クラブ役員会」が開催され、副議長岩田務君、田村勉君、井上悟史君ともども出席いたしました。

5月20日に、東秩父村内で「和紙の里文化フェスティバル観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

5月24日に、秩父市役所で「秩父地域議長会定期総会」が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

6月4日、長瀬町中央公民館で「JAちちぶ皆野長瀬農産物直売所部会第4回総会」が開催され、出席

いたしました。

6月8日、秩父神社参集殿で「道議連・水森議連・公共交通議連総会・交流会」が開催され、副議長岩田務君、新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、野口健二君、野原隆男君、田村勉君、井上悟史君ともども出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日ここに、平成30年第2回6月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

若葉もえるすがすがしい季節もあっという間に過ぎ去り、これからはうっとうしい梅雨の季節となってまいります。

ことしの長期予想では、平年に比べ雨の日が多いとのことでございますので、しばらくは天候の不安定な時期が続くかと思われませんが、議員各位、町民の皆様には、健康に十分ご留意いただきまして、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。

では、まず初めに、平成30年4月1日付で埼玉県より派遣された幹部職員及び昇格のありました幹部職員のご紹介をさせていただきます。

埼玉県より派遣職員であります、内山雅人企画財政課長でございます。

○企画財政課長（内山雅人君） 企画財政課長内山でございます。よろしくお願いたします。

○町長（大澤タキ江君） 相馬孝好税務課長でございます。

○税務課長（相馬孝好君） 税務課長の相馬でございます。よろしくお願いたします。

○町長（大澤タキ江君） 野口晃議会事務局長でございます。

○議会事務局長（野口 晃君） 議会事務局長の野口です。よろしくお願いたします。

○町長（大澤タキ江君） 以上、今年度の新幹部職員でございます。よろしくお願いたします。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。

3月26日に、（仮称）長瀬地区公園において、一般社団法人埼玉県トラック協会主催によるトラックの森づくり植樹贈呈式が、関係者多数のご臨席のもと、とり行われました。

埼玉県トラック協会様のご厚意により、桜、もみじ、カエデなど53本もの植樹をしていただきましたこと、まことにありがたく感謝を申し上げます。

今回植樹された木々が、長瀬町の雄大な景色と相まって、この公園が長瀬町の新しい名所として地元の

皆様はもちろん、広く長瀬町を観光で訪れる方々にも親しまれるものとなっていくと信じてやみません。

次に、4月6日から15日までの間、春の全国交通安全運動が実施されました。

当町では、4月6日に北桜通りにおきまして、関係機関の皆様のご協力をいただき、交通安全出発式を実施し、パレードや啓発品の配布等を行い、観光客の皆様には交通安全を呼びかけました。

続いて、健康福祉課関係について申し上げます。

昨年度、整備を進めておりました長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬が皆様のご協力により、開所を迎えることができました。

4月2日には開所式を行い、公募しておりました愛称を「ふれ愛ベース」と決定させていただきました。

町民の皆様におかれ、利用される場所となるよう、子育て支援事業、介護予防事業を実施するなど、多くの町民の皆様にご利用していただき、親しまれるよう願っているところでございます。

次に、5月13日に開催されました第31回長瀬町社会福祉大会・福祉バザーにつきましては、議員の皆様を初め大勢の関係者のご協力をいただき、盛大に開催することができました。心からお礼を申し上げます。

特に福祉バザーにつきましては、町内全域の各家庭や企業、商店からバザー用品7,192点ものご協力をいただき、売上金や寄附金額の合計額は133万12円となり、社会福祉協議会の貴重な財源として有効に使わせていただきたいと思います。

毎年このように大きな成果を上げることが出来ますのも、議員各位を初め、町民の皆様のご理解、ご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

続いて、産業観光課関係について申し上げます。

4月11日から22日までの12日間、宝登山山麓で観光協会による通り抜けの桜のライトアップが行われました。ことしは開化が早まってしまうましたが、約5,600名の来場をいただきました。

広報6月号でもご紹介いたしましたが、昨年に引き続き、4月14日に、りそなグループの池田社長を初め、社員及びご家族の皆様総勢93名で、長瀬町の魅力を広める活動の一環として、町内の観光スポットをめぐる長瀬フォトジェニックツアーを実施していただきました。

また、花の里実行委員会やボランティアの皆様のご協力により実施しております花の里ハナビシソウ園は、5月10日に開園いたしました。ことしは、昨年11月の台風や近日の急激な気温変化等により開化が心配され、開化時期にばらつきがありましたが、約5,000名の来場をいただきました。

続いて、教育委員会関係について申し上げます。

6月2日の土曜日に、中学校の体育祭が好天のもと開催されました。たくさんの保護者の皆さん、ご来賓、地域の方々に見守られる中、しっかりと準備してきた成果を披露され、大きなけがもなく、生徒たちの一生懸命に取り組む競技や演技は大変すばらしく、多くの人を感動させてくれました。

議員各位には、お忙しい中、子供たちの成長した姿や元気な様子をごらんいただき、ありがとうございました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案2件、条例の改正案1件、補正予算案1件、人事案件1件の合わせて5議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

いずれも、町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。
本日はよろしく願いいたします。ありがとうございました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（染野光谷君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長から指名申し上げます。

7番 関口雅敬君

8番 大島瑠美子君

9番 新井利朗君

以上の3名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（染野光谷君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から15日までの2日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの2日間に決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（染野光谷君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭に発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、教育費について町長に伺います。

埼玉県で公表している平成28年度市町村別個表（決算カード）を秩父郡内の4町で比較すると、長瀨町の教育費に対する構成比率が低いのが、この状況をご存じなのか。また、この状況をどのように受けとめているのか、伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

決算状況市町村別個表、いわゆる決算カードでございますけれども、こちらにつきましては、毎年度県が公表を行った段階で企画財政課長より報告と説明を受けており、近隣の他市町村のデータと当町の財政状況を相対的に比較し、把握しております。

関口議員がおっしゃられるとおり、秩父郡内の3町と比較をいたしますと、当町の教育費の構成比は最も低い状態でございます。ただし、この教育費には体育施設、文化施設、いわゆる町民会館や文化センターや町立幼稚園などに係る費用も含まれておりますので、他町に比べてそのような施設が少なく、またはない当町は必然的に決算額の構成比が低くなるものと認識しております。

また、構成比が一番高い小鹿野町では学校給食センターの建設があり、大きな工事、改修などがあると当然構成比は高くなります。そういった点からも、1つのデータの数値だけでは判断できない部分があると思っております。

今後の教育費への配分につきましては、厳しい財政状況の中で限られた予算ではございますが、優先的にやるべきことを検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私も今町長が言ったように、この決算カードを見て、すぐすぐどうこうというのは無理だと思います。これから来年の予算を組むときに、今の町長の答弁にあったように充実した教育ができるようにしっかりと予算を組んでいただきたい。

私は、なぜこの質問をしたかということ、以前に貧困問題の質問もしました。町長は、貧困問題は県が今検討しているから、3年後にその答申が出るから、それに沿ってやりたいという話でございましたけれども、私は貧困の連鎖はなるべく早く断ち切って、子供たちが本当に平等に教育を受け、高校はもちろん大学にも同じような条件で行けるように教育は大事だということで、この質問をしました。

よそにはいろんな施設があって長瀨にはない、それは確かに私も痛感しております。ぜひ町長、この教育費を検討しながら、よそにはないけれども、長瀨町だったらもっとこれができるというのが、多分いろいろ教育委員会を通したり教育畑の人としっかりとヒアリングをしたりしながら、予算を子供たちにつけていただきたいと思います。もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、私のほうからちょっと関口議員にお話をさせていただきたいと思っております。関口議員は、心の豊かさということに対しましてどういったお考えを持っているのかなど、私はいつも疑問に思っております。

長瀨町では、豊かな観光、教育環境に恵まれております。荒川を初めとする自然環境はもちろんのこと、

人的環境としても地域の皆様から大変大きなご支援をいただいております。学校応援団としての活動だけでも、平成29年度には3校で延べ1,650人の方にかかわっていただきました。ご承知だと思いますけれども、花木の手入れですとか、学校応援団いろいろな形で多くの皆様方にご協力をいただいているところがございます。もちろん家庭や地域だけではよい子は育ちません。これらの豊かな自然環境、熱心な人的環境を生かすのも、学校の先生方にかかっているのではないかと考えております。

平成29年度に実施いたしました全国学力・学習状況調査、また新体力テストでは、長瀬町の子供たちは県内でもトップクラスの成績を残していただきました。これらの成果につきましては、さまざまな要因があるわけですが、その大きな一因としては、先生方の頑張りを挙げることができます。各学校の校長先生のリーダーシップのもと日々の授業の充実に努め、また限られた時間の中で自分の授業を公開して、指導方法についての意見交換をするなど、校内研修、自己研修に努めていただいております。そうした先生方の日々の研さんが、子供たちの学力向上につながっていると考えております。そしてまた、それに応える子供たちの頑張りも私はすばらしいと考えております。家庭、学校、そして地域、それに子供さんたちが今応援いただいているというのが、長瀬町の児童、子供たちの姿でございます。

先日実施いたしました中学校の体育祭、多分関口議員さんにもお越しいただいたと思いますけれども、先生方が真剣に、一体となって指導しているという姿を見せていただきました。また、その姿を見まして、生徒たちも一生懸命競技に取り組んでいただき、当日来場された皆様方に大変感動を与えてくれた、すばらしい体育祭となりました。このように、長瀬町の子供たちが伸び伸びと明るく元気に育つ姿、これは10年後、20年後の長瀬町に大きな支えとなってくれると期待をしているところでございます。

若者による痛ましい事件が続発している昨今でございますが、こうした心豊かな環境で育っている長瀬町の子供たちは、きっと明るい未来を築いてくれると考えております。私たちも、どの子もみんな我が子、そんな思いの中で接しさせていただいているわけでございますが、それは当然必要なものは必要かもしれません。しかし、心の豊かさを教えるのも私たち大人の務めなのではないかなと私は思っております。

ただいま申し上げましたように、必要なものに対しましては、長瀬町も厳しい中でもしっかりと予算をつけさせていただきながら、これからも進ませていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちょっと何か答弁がずれているように私には聞こえてならないのです。財政状況で私はお話をしているのに、心豊かだとか学校のテストがいいだの、それはよくわかります。長瀬には優秀な子供たちがいるというのは私も承知をしております。

町長、私が言っているのは、財政カードを見て長瀬町に教育費が少ないから、もっと多く教育費を予算配分をつけて、今までいろんな議員から、よその町村は給食費無料にしているからしたらどうだとか、いろんな話が出ていると思うので、私はこの財政状況を見て、町長がどういう考えでいるかというのを伺っているのです。それは、学校応援団に1,600人応援来たからどうのこうのというのは、私もふだんから見えています。ですから、この財政の面からいってよそよりも随分低いから、もっと予算を上げて教育に使えないかどうかということを知っているのです、簡単に町長、私4つ質問出してしまっているのです、4つ目が一番大事な質問なので、しっかりと答えてください。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

長瀬町の教育費がよその町に比べて低い低いというお話をいただきますが、決算カードを見てみますと秩父市よりも高いのです。先ほどもお話をさせていただきましたが、やはり町民会館ですとか運動場ですとか、もろもろ大きな施設を持っていらっしゃるところは、当然それが全て教育費に入ってくるわけですから高いわけです。その中で、長瀬町は決してよその町から比べたときに、すごく低いという状態ではないと私は思っております。

これから耐震をされるという学校もあるようでございます。長瀬町は、前大澤町長のときに、全ての学校の耐震もしていただきました。当然これが起債としてのってくるわけでございますけれども、そうしたのもも全てが教育費の中に含まれるわけで、長瀬町はそういったところも全て終わっているということでございます。その中で、先ほども答弁させていただきましたが、どうしても必要なものが出てくると思います。そういうものにつきましては、しっかりと手当てをさせていただきたいと思っております。

ずれているというお話いただきましたが、貧困問題もというお話をただいまいただきましたので、そのような回答をさせていただきました。よそと比べて、それほど長瀬町が劣っているわけではないということをお願いさせていただきます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、次に行きましょう。2番目、高齢者等に対する外出支援策について町長に伺います。

当町の高齢者を中心に、一人で外出が困難な人が増大しています。外出するには、シルバー人材センターで実施している福祉有償運送や、商工会で行っているお助け隊を利用することは可能であります。利用するには予約をしなければならなかったり、要介護状態等の一定条件がないと利用ができないなど利用に制限があり、利用者本位になっていないように感じます。

そこで、町ではコミュニティバスの検討を行っているようですが、高齢者等の外出困難者の視点に立った利用について検討されているのか、伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の高齢者等に対する外出支援策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、シルバー人材センターで行っております福祉有償運送事業や商工会で行っております元気と安心お助け隊について、これらのサービスが利用しやすくなるよう関係機関に見直しを行うための支援、指導を行う考えがあるかについてのご質問でございますが、これらの事業はさまざまなニーズにより創設された移動手段であり、一定条件のもとで行われているものでございます。

利用する場合には、2日から3日前までに予約が必要です。これは、タクシーとは異なり依頼があってから運転者の手配を行うため、急な利用には対応できないというのが現状でございます。しかしながら、元気と安心お助け隊につきましては、ニーズがふえボランティア不足が懸念されることから、社会福祉協議会が昨年度に通院・買い物等付き添いボランティア養成講座を実施し、その確保に努めているところでございます。

両事業につきましては、それぞれの内容を理解してご利用いただくよう引き続き周知を図るとともに、支援、指導を行ってまいります。また、引き続き関係機関等と連携し、必要な支援に努めていきたいと考えております。

次に、コミュニティバス運行に対する方針と運行方法等についてのご質問にお答えをいたします。新たな公共交通の導入につきましては、地方創生推進交付金及び地域再生計画に基づき、本格導入までに昨年

度から平成31年度までの3年間で事業を計画しているところでございます。

昨年度は、長瀬町において公共交通がどれほど必要とされているかを把握するため、全世帯を対象にアンケート調査を実施しました。調査結果では、新たな公共交通を導入した場合、回答者の7割が利用すると回答しており、買い物の利便性の向上及び医療、福祉の利便性の向上を求める回答は8割と高く、特に75歳以上の後期高齢者層では9割を超えました。

今年度は、公共交通の基本要素である運行ルートや運行ダイヤ等について、今月から来月にかけて全世帯に対してアンケート調査を実施し、8月から10月にかけて住民ワークショップを開催し、住民の意見を集約してまいります。

議員にご指摘いただいております新たな公共交通の運行方針や運行方法につきましては、アンケート調査の結果等を踏まえながら、住民ワークショップの場においてご議論をいただく予定となっております。また、来年度につきましては今年度集約する意見をもとに、試験的に新たな公共交通を運行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私には、検討中が随分長く感じてなりません。私も議会から議会の間、各家を目標500軒ということで訪問をし、お話をさせてもらっている中で、地域別でかなりの悲鳴のような声が上がってきております。この町では免許の返納をしたくてもできない、免許返納したら生活ができない、何とかしてくれ。あなたが話聞いてくれるのだったら、今ここで電話するから、その内容を聞いていてくれということで、シルバーあるいは商工会にやると、町長が言ったように3日後に何とか来ていただけるという、本当にタクシーではないからしょうがないと言えましょうがないのだけれども、本当にもう買い物難民、あるいは病院に行くのは、病院は私言われると、その人に言っています。ある町内の病院も皆野にある病院も、バスで迎えに来ますよということはお話ししていますけれども、本当に買い物難民がすごく多い、もう何とかしてくれ、そればかりです。特に辻から矢那瀬まで、行ったらもう完全に悲鳴だけです。町長そういうのを考えて、例えばきょうコロケ食べたくて、買い物に行きたいから何とか行けたら車回してほしい、では3日後に伺います。かわいそうですね、しょうがないと言えましょうがないのだけれども。だから、早くコミュニティバスを何とか試験的にでも、バスまでやらなくてもいいから、車でそういう試験をしながら実際にやっていただく、そういう方法をとれないかどうか、本当に買い物で困っている人たちが多いです。免許の返納はできない。もしコミュニティバスが走れば、学校も3時に毎日子供たちが放送しなくなると、そういう送り迎えができて安心安全に通学もできる。そして、ふだん観光客が自転車で町内を回る、例えば私たちの地域には何とかの道ということで、長瀬駅をスタートして親鼻橋を渡って長瀬に帰るコースがあって、たまたまうちのあたりに来ると大分うちがなくなるので、不安になってタクシー呼んでください、トイレ貸してください、そういう悲鳴が聞こえてくる。観光客もかわいそうです。

前にも言いましたよね、パンフレットに歩いたら2時間ぐらいかかりますよと書いてあれば、大概の人がチャレンジしないと思うのだけれども、若い人たちは本当に簡単にその1周ができるような感じで、今でも歩いてきます。そういうことからいって、コミュニティバス、石橋をたたきながらつくっていくことは大事だと思いますけれども、この町内はお年寄り、買い物ができない、本当にもう目が悪くて免許を返したいのだという人は結構います。安心安全に暮らせるために、町長、いま一度コミュニティバスもつ

と早目に何とかテストできないでしょうか、お聞きします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

検討中が多いというお話でございますが、この公共交通につきましては、3年間という中で計画をさせていただいているわけございまして、すぐ早急にというわけにはいかない。なぜならば、運行ルートですとか運行ダイヤ、運賃等、これからさまざまなクリアをしなければならないことが多いわけございまして、これをクリアするために、利用する住民の意見を丁寧に聞くことが重要であるわけございまして、

そしてまた、なかなか使い勝手が悪いというお話の元気と安心お助け隊の話を先ほどさせていただきます。これからまた、こちらにつきましてはの会議がございますので、こちらのほうをとりあえずは使い勝手のよいように、商工会とも相談をさせていただきながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 商工会にお助け隊の話してもらいたいのはありがたいのだけれども、お助け隊の車の運転手さんは、私も商工会で井戸地区の総代をやっていますから内容よくわかっての話なのですけれども、労働報酬という話ではないから、本当に運転手さんも大変なのだと思えます。県や国で定められている1時間幾ら、給料の最低保障というものは全然足りないところでのボランティアで手伝いにいかななくてはだから、そんなに商工会に無理をお願いしてもかわいそうなのだと思うのです。それだけ長瀨町の町民の中に、本当に免許がない人、あるいは死別してどっちか免許のある方が亡くなってしまったら、もうその家庭は本当に困っているというのが非常に多いのがわかっているのです。

町長も、さっきアンケートで8割方必要だという統計とられているということなので、ぜひコミュニティバスはなるべく早くテストでもいいから、バスまで走らなくてもいいから、車でそういう予定のコースを走ってみて、どのぐらいどうに使うかをお助け隊と同行するような形で運行を試しにやってもらえればいいと思うのです。

私も以前秩父の1市4町でやっている定住自立圏の話の中で、長瀨町もコミュニティバスつくったら、皆野、秩父、横瀬、小鹿野、もうみんなバスが走っているから、そのバスを最終的にはリレーができるように検討していただきたいと思うのですが、これ提案も込めて町長、最後にお答えお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

関口議員もご承知のとおり、ちちぶ定住自立圏での新たな取り組みとして、今現在公共交通の利用補助を行うという、そしてまた長瀨町のほうにもというようにお話も検討しているところでございます。ただ、皆野町につきましても横瀬、小鹿野につきましても、バスが通っているのです。長瀨町の場合にはバスが通っていないというところで、このところがクリアをしなければならない一番の課題かなと思っておりますが、定住自立圏の役員会の中で、これからはしっかりと声を大きくしながら、長瀨町のほうにもぜひバスを走らせてほしいということでお話はさせていただきたいと思っております。

なかなかすぐすぐというお話をいただきますが、やはりこれは個人で車を出すというわけにもいきませんので、そうしたのもクリアしなければならないという問題でございますので、これからしっかりとした議論を進める中で実現ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、次に行きましょう。3番目の質問、蓬莱島の活用について町長に伺います。

町では、観光資源の一部として蓬莱島の整備を進めていますが、その一つの方法として蓬莱島には秩父特有の植物がかなり自生していることもありますので、そのことに特化し、植物園にしたらいいのではないかと考えます。

また、植物園にするに当たり埼玉県立自然の博物館とコラボレーションし、植物の生態に関するツアー等を企画すれば、新たな観光資源の発掘になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の蓬莱島の活用についてのご質問にお答えをいたします。

町では、平成27年度に蓬莱島周辺の整備を行い、以後蓬莱島公園として自然の景観を保護するとともに、人々の憩いの場として整備することに努めております。地元からは、整備してよかったという声もいただいております。

四季折々の花を楽しめる園地として整備する考えについてでございますが、議員のおっしゃるとおり町では町内に自生している品種、ヤマツツジ、桜、マンジュシャゲ、アジサイ、もみじを主に蓬莱島公園に植栽し、公園に訪れる人に向け、花も楽しめる場所として整備を続けているところでございます。

次の埼玉県立自然の博物館とのコラボレーションについてでございますが、観光資源の活用につながる貴重な意見でございますので、今後埼玉県立自然の博物館だけではなくて、埼玉県立長瀬げんきプラザを含めた団体と調整を図り、蓬莱島公園の整備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 博物館のほかにげんきプラザも出てきましたか。私は、なぜ博物館を言ったかという、埼玉県立博物館で生物、鉱物であれだけ来るお客さんに対して、植物園を蓬莱島でやったらいいのではないかという考えだけでありましたが、げんきプラザが絡んで、何かそれにまたプラスができるようであれば、ぜひその実現に向けて早目に進めて、観光客の楽しめる憩いの場をつくっていただければと思います。

それでは、時間も大分少なくなりましたので、4番目の質問に移らせてもらいます。福祉施設の利用状況について町長に伺います。このところふれ愛ベース長瀬、いきいき館、ひのくち館等の福祉施設の建設が進み、高齢者や障害者、子供に関する施設が充実されていますが、この施設について今年度の利用内容や利用人数について伺います。

また、利用の方法や参加方法の周知をどのように行っているのか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の福祉施設の利用状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、多世代ふれ愛ベース長瀬、いきいき館、ひのくち館の4月以降の利用内容、利用実績でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬を妊娠、出産から子育て期にわたる切れ目ない支援を図るため、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターとして位置づけ、保健師等を配置したことなどから、乳幼児健診などにつきましては、多世代ふれ愛ベース長瀬で実施しております。また、ひのくち館で行っていた子育て支援事業は、参加者が増加し、ひのくち館では会場や駐車場が手狭なため、8月、12月、1月は放課後児童クラブ室として一日使用し実施が困難なことなどから、一部の事業を除き、多世代ふれ愛ベース長瀬で実施をしております。利用者からは、リズム遊びなどの体を動かすメニューは広々使い、子供も伸び

伸びできてよかったなどの意見をいただいております。ひのくち館で実施していた歌の教室につきましても、参加者が多く手狭なため、多世代ふれ愛ベース長瀬で実施をしております。保健センターで実施をしておりました胃、大腸がん、乳がん、子宮がん検診につきましても、人数が多く駐車できないという苦情もあったことから、今年度は多世代ふれ愛ベース長瀬で実施することといたしました。多世代ふれ愛ベース長瀬では、4月以降、町事業、一般利用者を含めて1,350人の方に利用をいただいております。

次に、いきいき館でございますが、いきいき館の事業で多世代ふれ愛ベース長瀬に移った事業はございません。足腰らくらく教室は、参加希望者が増加したため週2回に分けて開催をしている状況でございます。いきいき館では、4月以降、町事業、一般利用者を含めて570人の方に利用をいただいております。

次に、ひのくち館でございますが、子育て支援事業の多くが多世代ふれ愛ベース長瀬に移ったことから、4月以降、子育て支援事業2回、23人のほか、元気モリモリ体操で月3回利用をいただいております。

次に、多世代ふれ愛ベース長瀬の利用方法や参加方法についての周知及びどのような事業が実施されるのかについてでございますが、広報ながとろ5月号に施設案内の記事を掲載したほか、チラシの配布を行っておりますが、多くの町民の皆さんに利用していただけるよう、利用方法を含めた施設案内や、今後施設で行われる事業につきましても、広報ながとろや町ホームページ、そして回覧板など、さまざまな媒体を通じて周知してまいります。

事業につきましては、さきに述べました子育て支援事業などを今後実施していくほか、産前産後ケアの充実及び子育て支援の推進を図ることを目的として、定住自立圏事業として横瀬町児童館を会場に行っている「ほっとハグくむ…ママサロン」につきましては、7月と8月に計4回、多世代ふれ愛ベース長瀬で実施することとなっております。また、埼玉県が推進する熱中症予防のためのまちのクールオアシスの協力施設とするなど、町民の皆さんが気軽に立ち寄れる施設、地域の交流の場としても周知してまいります。さらに、今年度隣接地に公園を整備することから、相乗効果により利用者が増加するよう努めてまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今いろいろ発表していただきましたが、広報ながとろのカレンダーに目を移せば、本当に全部の事業がふれ愛ベース長瀬、ほかの2館は1つか2つぐらいあるだけで、全部がほとんどふれ愛ベースに移ってきました。

前の議会で、健康福祉課長の答弁で、事業の場所を変えただけのような発言がありました。ひのくち館でやっていたものはふれ愛ベースに持っていくという話がありまして、今町長が答えましたが、本当に3つあって、そんなにふれ愛ベースに集中させて、先ほどの買い物難民があれだけいて、そういうお年寄りがみんなふれ愛ベースに集まってこれるものなのかなというのを私不思議なのです。ふれ愛ベースは1,350人も来ていて、そういう健診ですか、私は健診の一丁目一番地は保健センターなのではないかなと思っているのです。もう保健センターなんて全然使っていないですよ、私が見ていても保健センターでやる事業はなし。新しい建物をつくれればそこへ持ってくる、古いものはそのままにする。では、保健センターがどんどん、どんどん悪くなっていくような気もするのです。

この周知の方法を私が先ほども言いましたように、いろんな人と話をすると、あれ広報のカレンダー見ると書いてあるけれども、そのほかは使っていないのですかという質問が結構多いです。だから、その周知の方法をどうにするのですかといったときに、さっきホームページなんていうのが入っていますけれど

も、そんなふれ愛ベースを使うような、若い人が子供を連れてくるのだったらホームページを見るかもしれないけれども、お年寄りが体操やったり何たりするのに、ホームページを見てふれ愛ベースでやっているから行ってみましょうなんていうのは皆無だと思います、本当に。

ですから、本当にふれ愛ベースが必要でつくったのであればつくったのでいいのです。利用が多ければ多いでいいのです。それに、ひのくち館でも地域ごとにやって、3つの施設が十二分に活用できれば、町民としてはそのほうがいいのです。ただ手狭だ、駐車場が狭いといったって、そんなに駐車場がいっぱいになってあふれ出てしまうほど集まるのだったら、保健センターなりに持ってくればいいではないですか。昔は、井戸の農村センターなんかでもやったけれども、今はほとんどやっていない。そういう新しい建物ができると、いつかそこへみんな集中してやって、井戸の農村センターをつくったから、やっている、やっているというのを非常に広報するのだけれども、少したつと新しいところへ行って、もう使わなくなってしまいます。ふれ愛ベース1,350人も、私は毎日見ているわけではないし24時間見ているわけにいかないので、あそこを通るたびにみるけれども、たまたま私がそういうやっていない日に通るのかもわからないけれども、そんなに車がとまっているのを見たことないのです。あそこによく車とまっているけれども、この車何かさって思うような車もあるのです。多分あれが送迎の車なのかなと思うけれども、ああいう送迎の車だったらちゃんとマークをつけてやっていないと、誰かがここへ車を置いているのかなと思うようなことがあります。

町民の方から使ったときに、苦情とは言いません。あそこは土足厳禁でスリッパも置いていない、自分の素足というか、木のぬくもりを感じてほしいということでスリッパなどを置いていないのでしょうかねという声も聞きます。まずげた箱が小さ過ぎて、靴はどうするのですかといったら、ビニール袋を貸すからそれに入れて持って歩いてくれ、帰りにはそのビニール袋を置いていってくれ。そうではなくできないのですかという声も聞いたりしています。いろんな町民の方は、そういう新しいところに1回行ってみて、もうわかったという話もありますので、町長。

こんなに1,350とか570とかそういうので集まるのだったら、例えばこの3館の施設を、前にも私は発言しましたけれども、チャレンジデーに参加したらどうですか。秩父市と小鹿野がチャレンジデーに参加して、つい先日秩父市も勝利、小鹿野も勝利、長瀬もこれだけ1,350人も集まって、15分間1人が体操したのを報告すればいいのだから、勝ち負けはともかくとして、そういうチャレンジデーに挑戦したりしながら元気に、元気モリモリでも年寄りのそういう健康体操でも何でもいいから、これだけ集まるのだったらそういうのに参加したらいかがでしょうか。町長、どうぞ。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

いろいろございましたので、最終的にはチャレンジデーのお話でしょうか。

○7番（関口雅敬君） 最後はだよ。

○町長（大澤タキ江君） 各施設はいろいろな目的があるわけでございまして、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、いきいき館事業につきましては減ってはおりません。そしてまた、暮らしのカレンダーに全ての事業が掲載されているわけでもございません。そうしたこともちゃんと勘案しながらご質問いただけたらありがたいなと思いますけれども、回覧板というのも出しているというお話は、今ちょっとありませんでした。回覧板ですとか、いろいろな媒体を使って町民に周知を図るということです。要するに回覧板ですとか、暮らしのカレンダーですとか、そしてまた広報ですとか、いろいろなものを使いながら、

皆さんに使っていただきたいというのが私たちの思いでございます。

それからまた、保健センターが健診の一丁目一番地だよという話をいただきましたけれども、やはり駐車場は狭いのです、あそこは。そして、雨でも降ったときには結構大変なわけですよ、大勢中に入れないうような状況も起きるわけですから。そうした中で、やはりこうした大勢集まるような健診につきましても、ふれ愛ベースのほうが使い勝手もいいのではないかなと思っております。

そしてまた、スリッパという話をいただきました。スリッパを使えばいいのですけれども、子供さん、そしてお年寄りには意外とスリッパというのは危ないのです。そのところも考えながら、スリッパではなくて素足で、当然木造ですから素足で歩いていただきたいという思いもございしますが、意外とスリッパが危険だということも考えながら、スリッパはなしということにさせていただいたわけでございます。

そしてまた、げた箱が狭過ぎるというような話ですけれども、お年寄りにつきましても、広いですからどこに置いたのだろうというような、いろいろ見つけて、時々人様のものをなんていうようなことも起きるわけございまして、それにつきましても、やはり袋に自分のものを入れていただいたほうが間違いが起きないのではないかなと思っております。

そしてまた、最後になりますが、チャレンジデーでございますが、以前にも関口議員にはこれについてのご質問をいただきました。先日秩父市と小鹿野町であったわけでございますけれども、その後ちょうどお会いしまして、お二人がもう疲れてしまったという話をしておりましたけれども、長瀬町にとってそれがよりよい事業であれば、やはり長瀬町も取り入れたほうがいいかなと思っておりますが、今のところまだそちらにつきましても話し合いは持っておりません。これから、そのようなお話がたくさん出てまいるようでしたらば、こちらにつきましても判断をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長、私ホームページの話したのは、見る人が少ないから言っただけで、この通告にも書いてあるとおり、参加方法の周知はどのように行っているのかという通告で質問していますから、ホームページを見てそれに参加しているという人は少ないとわざと申っただけで、ある方は、ふれ愛ベースは地区の近所の人が使うものだと思っている人が結構多いのです。だから、そういう周知方法は、広報ながとろのカレンダーに、ふれ愛ベースだけ載っているからおかしいのではないのですかと私は言っているんで、あれ全部載せるわけにいかないのだったら、ふれ愛ベースの事業だって載せなければいいではないですか、そうではないですか。それを最後に、周知の方法を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ホームページを見ている人が少ないのではないかなというお話でございますけれども、ですのでいろいろな媒体を使って宣伝をさせていただいているということでございまして、いずれにいたしましても、まだ開所して2カ月ちょっとなわけございまして、ここですぐ結果を出せと言われるのは、余りにも拙速過ぎるのではないかなと私は思っております。もう少し機が熟すのを待っていただきたい。これから1年、2年、3年をかけて、ああ、つくってよかったなと思っただけのような施設にしていきたいと思っておりますので、気を長くしてお待ちいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 6番、野口です。県道に設置されている横断歩道の移設について、建設課長にお伺いします。

岩田地区内の下の段橋付近の県道岩田23号線と交差する県道長瀬玉淀自然公園線の横断歩道及びカーブミラーの設置がずれています。そのため見通しが悪く、寄居方面から来る車両の確認がしづらい現状のため、通学中の小中学生や一般の歩行者が危険な目に遭っているのです、どうかしてほしいと相談がありました。

所管は、公安委員会及び県土整備事務所であることは認知しておりますが、現場を確認していただき歩行者の安全確保のために、横断歩道とカーブミラーの設置位置の変更について、町を通じて協議することができるか伺います。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 野口議員の質問にお答えいたします。

下の段橋付近の町道岩田23号線と、県道長瀬玉淀自然公園線との交差点付近に設置されております横断歩道及びカーブミラーの移設についてのご質問ですが、現地を確認し実際に横断歩道を渡ってみました。

議員が言われますよう寄居方面のカーブがきつく見通しが悪いため、渡り終わらないうちに車が接近し、注意が必要と感じました。横断歩道の設置、表示は道路交通法に基づき公安委員会が設置しますので、総務課、交通担当とも協議し、公安委員会に要望してまいりたいと思います。

また、カーブミラーの位置につきましては、歩行者が対象ではなく、車が町道岩田23号線から県道長瀬玉淀自然公園線に出るときに、秩父方面を見るために設置されているもので、移動は難しいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） では、カーブミラーはできないということですね。この間、県の土木事務所の所長とお話ししましたが、要望があればやるという話が出たので、もう一回、県の土木事務所のほうへお話ししていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（染野光谷君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。それでは、町の将来展望について、町長にお伺いします。

町長は、当町は観光立町との見解を示されていますが、ほかの観光立町と比較すると、税金等の自主財源の占める割合が低く、高齢化、少子化などによる生産年齢人口の減少は顕著で、ここ数年にわたり税金が減っていることは否めません。このことに鑑み、長瀬町は将来的にも単独で存続できるのか不安であり、しっかりした将来設計や計画を立て、礎を築くことが大切ではないかと考えます。

そこで、町の将来展望と住民の意思を尊重したまちづくり構想についてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の町の将来展望についてのご質問でございますけれども、そちらにお答えをさせていただきます。

村田議員にご指摘いただきましたとおり、町の自主財源である地方税は年々減少してきております。町税の決算額は、平成24年度は8億7,517万円であったのが、平成28年度には8億4,074万8,000円となっております。5年間で約3,500万円減少しております。非常に厳しい財政状況となっておりますのでございます。

このような状況から、町では財政健全化に取り組んでおり、自治体財政の健全度をはかる指標の一つである将来負担比率につきましては、平成24年度までには127.6でございましたけれども、平成28年度には103.1まで改善をしております。

また、厳しい財政状況のもと、町職員が危機感を持って職務に当たるよう、平成28年度及び平成29年度に県市町村課が実施する総合コンサルティング事業を活用し、財政分析や財政研修を行い職員の財政状況に係る意識改革にも取り組んでいます。今年度におきましても当該事業を活用し、若手職員向けの財政研修を実施する予定です。

町といたしましては、今後も厳しい財政状況が続いていくと考えておりますので、引き続き財政健全化を進めてまいります。また、第5次長瀬町総合振興計画を中心とした各種計画に基づき、住民の皆様から多くの意見を伺い町政に反映し、最少の経費で最大の効果を上げられるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、まず観光立町という点に関しましてお伺いします。

例えば箱根町なのですけれども、箱根町では観光にかかわる固定資産税と入湯税、これが町税の80%を占めています。これを箱根町と比較するのは観光の度合いが違うと思いますが、ということで長瀬町は観光にかかわる税金というのがどれほどなのかというのを我々町民が知ることがちょっとできない状況です。だから、そのことについて、まず270万人の来客があったと、では観光客がそれだけ来て、要するに経済波及効果はどのくらいだったのだろうか。例えばちょっとはっきりした数字、間違いがあるかもしれませんが、岐阜の高山市では多分450万人ぐらいの観光客が1年間に来客しているそうです。そのうちの半数は泊まりなのです。泊まりの人と日帰りの人がどのくらいお金を使ったかというのもデータ出しています。日帰りだと九千幾らなのです。1泊だと3万円ちょっとだったと思います。何か総務省のほうで2.21という係数を掛けるのだというふうなことで、両方を掛けて計算してみると、岐阜県高山市では経済波及効果が2,200億円というふうな話になっています。

では、長瀬町はどうなのだろうと。泊まりが非常に少ないというふうなことを考えて、やはりこれは観

光立町、人が来てくれるのは結構なことだと思います。ただ、長瀬町の税収にかかわるそれが伸びているのか伸びていないのか、これがやはり町民としてわからないと、では観光立町って何だろうと。人が来るのを観光立町というのかと。また、町として観光立町推進会議を開いたとか、観光立町推進宣言とか、それらにかかわる条例を制定したりという観光都市もあります。長瀬町は、そういう計画があるのかというふうな点についてお伺いしたいと思います。

あと、今町長の答弁に総合振興計画等のお答えがありました。住民への問いかけ、確かにもう何度も質問していますから、アンケートをしているとかパブリックコメントとか、各種委員会を開かれているというようなことはお伺いしていますが、やはり住民への問いかけということで、住民説明会または住民協議会、そのようなことを開いて、指名ではなくて、もしかしたら若い世代の人もいるかもしれない、各年代層の人が長瀬町の将来について話し合うと。いや、町はこうしたらいいのではないかと、そんなふうな住民の声を聞くということが大切ではないのでしょうか。今の現在の町の町政について云々とかそういうことではなくて、長瀬町はこれから20年もたつと人口5,000人を切るであろうと推計されている。では、どうして税収を得ているのかとか、またはこの公共サービスを継続していくのか、または公共サービスは有料化していくのかというふうな点について考えていかなければいけないのではないかと、そのようなことについて見解をお願いしたいと思います。

あと、たくさんあるのですけれども、細かい点になりますと、例えば空き家問題とか、いろいろ町ではそういうことが山積していますが、まず今国のほうの調べでいくと、長瀬町は1世帯当たり2.7人で計算されているのです。これがあと20年、多分5,000人ぐらいになると、1世帯当たりが2.45人だかそのくらいになる予定らしいのです。そうすると、長瀬町の人口5,000でそれを割ってみると、長瀬町には人が住んでいる家が約2,000世帯ということ、これは私が計算しました。2,000世帯ということなのです。そうすると、今2,900世帯あるのだから、900世帯は空き家になってしまうのです。これは、ある程度は推計される数字だと思うのです。そうすると、やはり農業もそうですよね、高齢者がどんどんふえて、実際問題としては畑がそのまま存続できなくなると。ちょっと政府のほうで新しい方針を出して、国なんかを持ち主がいらない土地については10年間に限り自由に使えるようにするとか、そんなことをこの間テレビでやっていました。日本全体の、要するに持ち主がわからない土地が、九州と同じ広さだけあるというふうなこともありました。当然これも長瀬町にも該当してくるのではないかと。そういうことで、では長瀬町は根本的なところで、長瀬町として今後も存続させていくのか、それとも隣接するところと合併を考えていかなければいけないのか、秩父全体を一つの秩父というものにしてやっていったほうがいいのかと、そのような構想も今立てないと、そのときになってではちょっと遅いと思いますので、町長のお考えなり今の町の計画をお尋ねしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

箱根町との比較でございますけれども、長瀬町にはちょっと箱根町は規模が大き過ぎて当てはまらないのではないかと考えております。その中で、岐阜県の高山市ですとか群馬県草津町、このあたりは大体同じような状況かなと考えております。その中で、市町村税におきましては、他の観光地と長瀬町の大きな違いは、目的税の有無であったため、目的税として課税されている入湯税ですとか都市計画税を除いて大体同じ条件で比較をさせていただきましたところ、歳入総額における地方税の構成比は長瀬町の25.2%に対して、静岡県河津町もそうでございますけれども、23.8%でございましたし、また草津町につきまし

でも26.9%という結果でございました。そうしてみますと、決してほかの観光地と大きな差が出ているわけではなくて、入湯税ですとか、そのところがちょっと変わっているのかなという、その差はそこどころかなと思っております。ご承知のとおり、温泉が出る場所と温泉がないというところで変わってくるかなと思っております。

以前から言われておりますけれども、長瀬町は宿泊施設がやはり少ないということも影響しているわけでございまして、その中でホテルを建てたいというようなお話も今来ているところでございます。そのようなことが実現いたしますと、また先の見通しも明るくなるのではないかなと思っております。

そしてまた、観光立町ということ掲げている中で、推進会議ですとか観光地宣言ですとか条例をというお話ですけれども、まだ今現在はそうしたものはつくっておりません。これからおいおい考えなければならぬことになってくるかなとは思っておりますけれども、今のところまだそのような状況でございます。

そしてまた、町民から協議会ですとか説明会、将来につまましてのそういう会議を持ったほうがよろしいのではないかというお話をいただきました。これにつまましては、村田議員から以前からお話しいただいているところでございますけれども、なかなか実際に開いてみますと、どこへ行っても同じような方たちが同じような発言をというようなこともありまして、以前もそういうお答えをさせたいいただきましたけれども、これをやるのであれば、やはりアンケートをとるのが一番最善策ではないかなと思っております。今先ほどの関口議員にもありました公共交通につまましてもそうですし、また長瀬地区公園につまましてもそうですけれども、アンケートをとるのが一番よい方法ではないかと思っておりますので、これからはそんなことも考えていきたいと思えます。

そしてまた、空き家の問題でございましてけれども、議員もご承知のとおり長瀬町は人口はどんどん減っているのですが、まだひとり暮らしの方たちも多いということでございますけれども、戸数はそれほど変わっていないのです。そうした中で、長瀬で空き家を使ってお店をやりたいというようなお話も、商工会にもそうした問い合わせがかなりあるようでございますけれども、意外とそうした使い方をやりたいという問い合わせがありまして、実は私の知らないところでも、意外とそういったものを空き家バンクあたりで購入されて、お店をやっているというようなところが出てまいっております。先日観光協会のほうの総会に参りましたらば、そのようなところが二、三出ておりましたけれども、毎年そのような形で、やめられる方もいらっしゃるわけですが、観光協会に入られる方もわずかですが、ふえているというような状況でございます。何しろ長瀬町は、こうした風光明媚で観光地というものを背負っているわけですから、そのような形で町中を網羅したような農家レストランですか、そのようなものでもやっていただける人たちがたくさん出てきていただくとありがたいなと思っております。空き家につままして、今度畑つきの空き家を買うということが、面積も広く使えるようになりましたので、使い勝手がだいぶよくなってきておりますので、そのような形でこれからはしっかりと宣伝をしながらやっていけたらいいなと思っております。

あと、どんどん少なくなる中で、秩父地域、これから合併ですとか、そういうことを考えているかというお話でございましてけれども、今のところそうしたことは考えておりません。それよりも、何とか長瀬町が頑張っってやっていけるような方法、施策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） もう何度も同じようなことを質問しましたので、大体お答えも同じかなという気がするのですが、ちょっと失礼なのですから、仮定や推定のお話がちょっと多いのではないかと。例えばとか、そうになったらばとかということなのです。これは町の計画ですので、やはりそれより少し進んだところで、ぜひ考えていただきたいというのが私のご提案です。

特に日本国憲法では、地方自治は住民の意思に基づいて行われるべきというふうなことが示されています。これが、いわゆるデモクラシーの基本であると、日本国憲法です。行政機関として、平成22年だったかな、多分そうだと思うのですが、地域主権戦略大綱というのが閣議決定をされたら、これは平成22年6月です。これは、住民の意思を反映した、より効果的、効率的な地域経営を行うようにということが求められています。住民の意思尊重のための意見交換会が必要ではないのかと、私のほうでは再度お尋ねしたいと思います。

確かにアンケートをもとにしてワークショップを開いたりとか、そのようなことも一つの方法でしょう。ただ、やはりアンケート等は生の声とはちょっと違って来るので、住民とのどういう意見を持っているのだろうということも、同じような人が同じような意見をというのは、これは開いてみなければわからないですね、委員会制度だと、失礼ですが私なんかその一人かもしれません。何とか委員、何とか委員というので、団体の代表ということで出てきます。そこで発言します。そうすると、大体同じような人が同じようなことを言うと。村田徹也はうるさいやろうだというふうなことが思われるかと思いますが、やはりうるさい、うるさくないではなくて、住民の生の声というのは、なるほどなという発想力が出てくると思います。

特にあと大事なのは、今町長が役場職員の若い人たちに研修をとというふうなお話がありました。これも若い人に我々の頭は勝てないのです。その若い人を含めた役場職員の斬新なアイデア、これをもっと活用したらどうですか。今活用しているかしていないかはちょっとわかりませんが、もっとそれに努めたらいいのではないかと。あとは住民の意見を聞くという、その2点についてもう一度お願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほどちょっと言い忘れてしまったのですが、実は私が観光業者さんに、たくさんもうけてたくさん税金を払ってくださいという話を事あるごとに行っているということを皆様方によくお話するのですが、その中で今年度、商工会の青年会議というのですか、その方たちの総会にお声がけいただいて行きましたときに、皆様方の挨拶の中で、いつも町長が言っているとおり、私たちは一生懸命働いて一生懸命税金を納めましょうということ、もう皆様方が本当によく挨拶の中に入れていただいて大変感激をいたしました。その中で、実は先日税務課長のほうから、29年度若干ではあるけれども、そちらの商工関係のほうの税収が少し上回ってきたというようなお話をいただきました。そのようなことで、やはりそれなりに皆様方にも努力をしていただいているなと感激したところでございます。

それと、先ほど町民の生の意見を聞くようにというお話をいただきました。憲法の話も出てまいりましたけれども、住民の意思を尊重しなさいというお話でございしますが、町には、ご承知のとおり提案制度というものがございします。結構提案制度を書いてポストに入れてくれる人もおりまして、それに対しましては町からもしっかりとした回答を出させていただいております。なかなか会議の中に出てきて意見を言うというのは大変、人によりましては皆様の前ではご意見が言えないというような方もいるわけでございまして、提案制度を活用していただければありがたいなという思いがしております。アンケートですとか提

案制度ですとか、それから私たちがいろんなところに出向いたときにでも気さくにお話もしていただける、そういう状況もつくっていききたいと思っております。

そしてまた、若い職員のお話をいただきました。若い職員の方たちは、ワークショップみたいなこともやっておりますし、また提案制度を取り入れておりまして、1年に一度ですけれども、職員提案も出させていただいております。全て目を通させていただいておりますけれども、その中には大変よい意見も出てまわっておりますので、そのようなすぐにはできることからやろうということで、そうしたものも採用させていただきます。

いろいろと村田議員からは、よくそうした会議を、ワークショップをというお話しいたきますけれども、そのような形で今現在は長瀬町としてはやっていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、次に移りますが、税金は日本国民の三大義務の一つですので、感激していただかなくても当然のことと私は受けとめております。

次に行きます。多世代ふれ愛ベース長瀬の運営状況について、町長にお伺いします。

ことしの4月に、多世代ふれ愛ベース長瀬が長瀬町子育て・健康増進の中核としてオープンしました。当施設は、誰のために何を行う施設かわからないという一部住民の声がありますように、このような状況で施設の目的が住民に十分周知され、目的が達成されるのでしょうか。開所から2カ月が経過した状況と、今後の事業計画、ランニングコストの見込み等についてお伺いします。

また、当地の活用方法は二転三転し、莫大な予算をかけましたが、保健センター、ひのくち館との事業競合や振り分けなどをどのように行うのか。また、子育てや健康寿命を延ばすための成果をどのように出していくのかお伺いします。

先ほどの関口議員と同じ質問になりますので、簡略でお願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの関口議員のご質問にもございましたので、かぶるところもあると思っておりますけれども、よろしくお願いたします。開所から2カ月が経過した状況でございますので、事業計画、ランニングコストの見込み等につきましては、日が浅うございますので、今のところそのところの計算はちょっと無理かなという思いがいたしております。いずれにいたしましても、利用者は先ほど申し上げましたとおり、1,350人の方に利用していただいております。子育て支援や介護予防、そして定住自立圏の「ほっとハグくむ…ママサロン」などを実施するほか、多くの町民に利用していただけるように周知を今後図ってまいりたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、まだ2カ月の状況でございますので、どのくらいのお金がということはちょっと申し上げられないかなという思いがしております。いずれにいたしましても、今後節電、節水を心がけてまいりまして、ランニングコストの低減を図っていきたくと思っております。

また、保健センター、ひのくち館との事業競合でございますけれども、先ほども申し上げましたとおりでございます。参加人数が多いと、やはりちょっとひのくち館では無理という、また駐車場の問題もございまして、多世代ふれ愛ベースのほうに移動させていただいた事業もあるわけでございます。そちらのほ

うを勘案しながら、いろいろな事業を進めたいと思っております。

また、子育てや健康寿命を延ばすための成果というお話でございますけれども、子育てにつきましては、若い世代が安心して子供を産み育てることができるよう、妊娠から出産、子育てに至るまで切れ目のない支援を行うということで、引き続きもろもろの事業を展開していきたいと思っております。

健康寿命を延ばすための成果でございますけれども、高齢者が住みなれた地域で継続して生活できる地域社会を目指すとともに、高齢者一人一人がみずから生き生きと活動し、健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、介護が必要な状態になる前から健康づくりをしていただき、介護予防、高齢者の社会参加などを重点的に推進して、健康寿命を延ばす取り組みをしっかりとしまいたいと思っております。

また、医療や介護が必要になったときでも、住みなれた地域で健康で生きがいを持って暮らすことができるような地域支え合いの地域づくりを進めておるところでございます。これにつきましても、村田議員もよくご承知だと思いますけれども、地域支え合い協議会というものができましたので、そちらでしっかりとやらせていただきたたいと思っております。

そしてまた、学習、教養活動やスポーツ、レクリエーション活動などにつきましても、教育委員会と連携を図りながらやっていきたいと思っております。本当にもろもろの事業を高齢化社会の中で、健康寿命を延ばして元気で皆様方がお過ごしいただけるような施策をこれからも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 大分かぶった質問があったのかもしれないので、概略、町長のお答えはわかりました。

くどいようですが、ちょっと施設建設について、役場とっていいのですかね、当局のほうでの目的、次世代を担う子供たちの環境整備と世代や分野を超えたさまざまな人々の触れ合い、出会いの場として活用します。さらに、運営組織の確立やさまざまな事業を展開することで、移住定住しやすい町として認識してもらうことで、若者世代の定住人口増加や地域の活性化を目指します。新たな子育て支援等の拠点として活用するほか、健康増進事業やサロン事業等を実施することで、地域コミュニティの強化や健康寿命向上につながりますと。これが、ふれ愛ベースの建設目的というふうなことで出されたものです。

わかるのですが、実質先ほどの使用人数でいきますと、4月、5月を割ると22人なのです。千三百何人を60日で割ると22人になります。1日22人ということです。私、監視しているのではないので、どんな施設でどんな方が利用しているのかなということで、中まで入ったのは8度です。8回行きました。子育てのコンサートをやっているときは100人ぐらいいたかなと思います。1人で行くことは少なく、いろいろ幾人か違う人と行っています。そういうときに、やはり非常に人がいないのが現実です。特に高齢者があそこで何か健康増進事業というのを見たことがないのです。

いいですか、あそこで元気モリモリ体操をしていると。これ袋でやっていたのをあそこに持ってきたのではないのかなと思うのです、やっているとすれば。そうすると、実際には向こうでもやっていた人が、向こうでやっていたのがこっちへ来ただけで人数的には全く変わりがないと。それから、保健センターで行っている事業をこっちへ持ってきたと、そうしたらそこに人が来たと。保健センターの人数が減ってしまうと。それから、ひのくち館で実施していた子育ての大体7回のうち6回は多世代に来ましたよね、1

回はひのくち館でやっています。そうすると、ひのくち館の実数が少なくなっていると。結果的には、3月以前と子育てとか健康増進ということでの人数が余り変わらないのではないかなと。人数はです。

一番大切なのは、私が思うにはです。例えば土日も開設していますと。では、土曜日、日曜日のあそこは高齢者が、そうだ、どうやったら自分の健康寿命を延ばせるのかというふうになって訪れたと質問をすると、それに答えてくれる、それに対応してくれる職員配置があるのかどうか。これは、日曜ではなくてもそうです。特に日曜日は、土日は何かシルバーさんだったかなという気がするのです、私が行ったときは。そうすると、その方がそこまで対応するような仕事内容になっているのかどうか。そうであると、シルバーさんでもそういう専門店な知識を得ている人が来ないとできないのではないかなと思うのです。あと保健師さんが常駐していると思いますが、元気モリモリ体操、要するに体操ですよ。体操は何のために行うかと、これはもう20歳から体力は低下するとされています。ロコモについては、40代で低下が始まるから、もうそのころから気をつけなければいけませんよとされています。それに対応したことを、要するに長瀬町の町民が頭に入れていなければいけないと。以前健康福祉課長に質問しましたが、65歳の高齢者になった人を、例えばふれ愛ベースに集めて、では健康寿命を延ばすにはどうしたらいいのかというふうなことを老人健康成人式というふうなことで名前を打ってでもいいからやったらどうかというお話ししましたが、そういうのは検討されているのですか。

散歩していますよね、長瀬町は多くの方が散歩しています。では、散歩というのはどういう効果があるのだと、散歩をするときどうしたらいいのだと。これも私ちょうど講演会で、東京大学のそういうロコモ関係の研究をなさる方の講義を受けたのです。そうしたら、まず最初に、この中で散歩をしている人は手を挙げてください。はいと。ああ、やっても無駄ですよ。まずこれです。ただ散歩したってだめですよ、しないほうがいいとは言いませんと。散歩だけで筋力はつきませんよと。散歩するときの条件を皆さん考えてくださいと。散歩する前に体操していますかと。あと、筋肉というのは筋肉を痛めつけるのです。そこを破壊すると、それでたんぱく質を補うと、それで筋肉が太ると。だから、90歳を過ぎても筋力はアップしますよと、その先生の研究では。これは、否定されるような研究は世界中で論文に出されていませんからというふうな、そんなお話があったのですが、長瀬町の町民の人たちに健康寿命を延ばすためには、せつかくこの施設をつくったのですから、そういうところを活用して健康成人式でもやって、お金かからないではないですか、飲み食いするわけではないから。そういう知識を持った人を招聘して、そこでお話をさせていただくと。なるほどなというふうなことが長瀬全町民の頭の中に入れば、そうか、ではそのうち半分ぐらいの人がやってみようかと。そのうちやめてしまってまたその半分ぐらいになるかもしれないけれども、効果があるのではないかなと思います、そのことについて。

あと、以前教育委員会にも質問しました。散歩をしている人が多いのですが、散歩コースをどうにか考えて、メーター距離表示でもしていただいたらどうですかというお話は教育長にしました。そんなに難しいことではないと思うので、職員さんが数とかいって大変なことはあると思います。職員さん使わなくてもいいではないですか、振ってくださいよ、私にということではないです。長瀬町は、ボランティアを一生懸命これからやっていくのだというのですから、そういうこともできれば地区の人たちにお願ひして、距離測定器を回して、ああ、なるほどな、ペイントをしてみても、後でくいでも打ってみるか。そうすると励みにもなると。また、散歩を何キロやった人には何かポイントを出すとか、余りポイント好きではないのですが、そんなふうな方法もあるかと思ひます。

いずれにしても、あそこの施設、昼間は保育園、幼稚園に行っている人が多いのです。それが、行って

いない人以外は今の時間だと集まらないというふうなところもあるから、午後開催のところが多いと思うのですが、ゼロ歳児からうちにいるという人がなかなか、多分5月だったか、長瀬町のゼロ歳児を見たら22人ということで、それが保育園に行ってしまったらば、もしかしたら10人ぐらいしかいないと。そんなことを考えて、ちょっとまとまらなかったと思いますが、私の質問について。

あと、1点追加させていただければ、今度長瀬公園をつくりませんが、あそこには健康器具をつくるのか外周の散歩コースをつくるのか、そういう想定だったと思いますが、健康寿命について当然それも設置されるのかどうか、ちょっと質問と離れますが、お答えをお願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

本当に細かなお話をいただきまして、これは村田議員に講師をお願いしてやるのが一番いいなと私も思ったところでございまして、ちらっとそのようなお話も出てまいりましたので、これからぜひお願いができたらいいなと思っております。

昔から、お年寄り、きょう行くところがあるとか、きょう用があるとか、要するに教養、教育をこれからしっかりとしていく時代だよという、そうした言葉が出てまいっているわけございまして、そのような中で、ふれ愛ベースが一番それになかった施設かなと思っております。本当に細かな事業を考えながら、保健師さんが余り外に出たくないなというような方のところまでわざわざ出向いていただきながら、皆さんと会うと楽しいよというようなお話をさせていただいて、車で連れてきていただくというような事業もいろいろやっているというお話も伺っております。土日もシルバーさんをお願いしておりますけれども、事業によっては、そのときにすぐというわけにはいきませんが、事前にそのような計画を立てますれば、土日も職員も出向いてというようなことも可能でございますし、また、議員、ご承知だと思っておりますけれども、定住自立圏の中でお茶のみ体操というのを奨励しております。長瀬町でも多分その講師、取得をした方も幾人かいらっしゃると思いますので、そのようなことも可能ではないかなと思っております。申しわけありません、まだ私もちょっと勉強不足で、お茶のみ体操をやっているかどうかは聞いておりませんが、これなども有効に使っていただけるとありがたいなと思っております。

それから、また長瀬公園のお話が出てまいりましたけれども、これは当然散歩コース、何メートルですか何百ですか何キロですか、そのようなコースもできる予定になっております。それから、お年寄りの健康器具も置く予定になっておりますので、来年の3月には完成になると思っておりますので、ぜひ多くの皆さんにそのときには使っていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど関口議員のときにも申し上げましたけれども、4月にまだ開所したばかりで2カ月ちょっとしかたっていないわけございまして、先ほども申し上げましたけれども、ぜひ村田議員さんあたりに講師になっていただいて、できることはやっていただけたらいいなと思っておりますので、いろいろなご提言、ご提案をいただきながら、これから進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、次に移りますが、1点だけ、ふれ愛ベースについて。あれ後で調べておいてください、なぜすり板にしているのか、ちょっと滑りやすいのです。その点について、設計がどうなっているのかちょっと。済みません。

観光行政について、産業観光課長。本年のゴールデンウイークの観光客数は、昨年並みと見受けられます。長瀬を中心としたエリアは大変混雑したようでした。しかし、その他の地域は観光客がまばらな状況で、町全体を観光地とし周遊の観光を掲げる町の施策が進んでいないと思われます。

町の文化財めぐりや主題を持ったハイキングコースの設定やルート整備など、どのような計画に基づいて行っているのかお伺いします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員の観光行政についてのご質問にお答えをいたします。

まず、混雑と周遊観光の件ですが、ゴールデンウイークに限らず観光シーズンに長瀬地区が混雑してしまう点については、観光客が長瀬に求めるものが密集していることを勘案すると、やむを得ない部分があると思います。もちろん混雑解消に向けた対策などを講ずる必要性がございまして、その対策の一つが今回のご質問にあるように、新たな観光スポットの創出による観光客の分散化であります。しかしながら、新たな観光スポットとして有名になり、観光客が集まるようになるには時間がかかります。

当町の紅葉一つをとっても、何年もの月日をかけ継続的にプロモーション活動を展開してきた結果であると認識しております。また、観光スポットというものは、ただつくればいいものではなく、歴史や伝統、文化に根差したり、地域住民にとって愛着のあるもの、もしくは観光客にとって魅力的なものでなくては成り立ちません。重要なことは、町として一定の方向性を持って施策を展開していくことが非常に重要と考えております。こういったことから、周遊に必要な観光資源の認知度を向上させるには、相当の時間を要するものと認識しております。

また、ハイキングコースの設定や整備がどのような計画に基づいているかということですが、ハイキングコースについての具体的な計画は、現時点ではありません。そのため、今後策定する予定の観光振興計画により、町全体が魅力的な観光地化するよう計画的に観光資源の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これも同じようなことですが、長瀬駅周辺が混むというふうなことで、以前町長に、警察にお願いしたらというお話ししたら、町からはそれは要請できませんというふうなお答えをいただいたのです。おかしいな、ことしの5月の5日に秩父警察の署員の方が来て、あそこで交通整理をやっていたのです。あれは自主的にやられたのかなと私は思ったのですけれども、町でもそんなようなお話を多少でも投げかけたのかなと。あの混雑では、ああいうことが配慮されれば車での事故はなかったかなというふうに私は思いました。この1点どうしたかなというのを。

これ以前も言いましたが、踏切の改修なのですが、何回も見ましたけれども、遮断機の立っているコンクリートさえずらして遮断機をずらせば、あそこは歩道が両側にできるのです。それをやらないと来た観光客の方は、あそこはバスが大回りして線路へ逃げているのです。線路へ逃げているのを待っていて、それを観光客が通るといふふうなところが一目瞭然なのですから、どうにか秩父鉄道とも協議して、ぜひ改修のほうは進める方向を持ってやっていただけたらいいのではないかと、優しい観光地ということでは、それは必要なのではないかなと。ちなみに、以前も言いましたが、またことしちょっと見に行ってきました。木曾の赤沢美林というのがあるのですが、上松町です。そこに昔のトロッコ電車が通っています、2キロ。それ森林セラピーで名を売っているのですが、余り人が来ないというところなのですが、そこはコースが幾つも設定されていて非常に見やすいのです、案内のパンフレットも。一番大切なのは、木曾の原生林の

中を車椅子で自分で通ることができるのです。あれ、そこまでやるのと、人いないではないのという感じを持ったのですが、ああ、なるほどなど。長瀬岩畳、車椅子で降りられますか。やれとかいうのではないですよ、そのくらいの工夫も必要なのではないかなと、これ今質問でなくても結構です。

あと、これもちょっと細かいところになりますが、長瀬駅構内のモニュメントありますよね、壊れています。これは何度も言いましたが、結構私あちこちに出歩くので、いろんなものを見ます。観光看板も見ます。何だこの観光看板はというのがあります。はっきり言って、私の判断では長瀬の観光看板も、これ何というのがあります。これは私の主観ですから。あそこのモニュメントは、今は何でもないので。あそこに、やはり長瀬は何なのだ、大正12年に、要するに名勝天然物として指定されたということから始まるわけです。あそこは学習院の遠足から、あそこに商店街ができたというふうなことがあるわけです。その天下の、要するに地球の窓であるというふうなことに、知りたかったら博物館行ってくださいということではなくて、あそこへ来た人が、長瀬ってこういうところなのかというのがわかるような、お金をかけなくても、お金をかけるのはだめです。なるべく安価で、長瀬はこういうところなのですと、岩畳ってこうなのです、世界的にも珍しい地形が出ているのですよというふうな看板、なるほどなどというのが必要なのではないのかなと思いますけれども、小さい看板がちょこちょこありますよね、あずまやのほうにあったりとか、平たいところにありますけれども、あそこまで行くのは行ける人です。ということで、そんなふうなあそこの有効活用というのですか、ぜひやったらいいのではないかなと思います。

最初の質問ともかぶりますが、観光立町長瀬というふうなことで、これは長瀬の住民がみんなその意識を持たないとだめです。観光立町で税金が上がっているのと、本当、人が来るけれども邪魔でしようがないという方もいらっしゃると思うのです。そういう方にも理解していただくのが観光立町だと思いますので、答えられる範囲で課長の答弁をお願いします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

5月のときに警察が来て交通整理をしていたということなのですが、私のほうは今その状況は把握しておりませんので、多分混雑していたので、たまたまパトロールに来てやったのかどうかは、ちょっと聞き取りで調査をさせてもらいたいと思います。

それと、あと踏切内に観光客が入ってしまうということのようですが、これについては鉄道のほうと協議をさせていただきたいと思います。

もう一点、モニュメントの活用についてですが、これ多分3月議会のときに関口議員のほうからもあったかと思うのですが、県のほうに照会したところ、ちょっと取り扱いがどこかわからないということだったので、つい最近になりまして県のほうの担当窓口がわかりました。その中で、向こうが言われることについては、当初の目的から逸脱しない形状変更は許可申請等の手続は要らない。それ以外に、形状変更、壊すとかもろもろ、当初の目的から外れるものについては県との協議の上、どうするかを決定するというような回答が来ております。

いろんな方面で、どっちにしてもお金、いろいろ費用がかかるかと思っておりますので、その辺の資料収集を今しております。先ほど言われた村田議員のご意見も参考にしながら、その辺も踏まえて、より安く効果があるものにできればいいなというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番(村田徹也君) 再々質問していませんよね。モニュメントは壊さないで、あそこにあの画面ぴつたりと張りつけるというぐらいの、そういう長瀬の岩畳とはこんなものなのですよというふうなこと。それは、その発想力だと思いますけれども、これが例えば800万円かかったと。そんなにかかるのと。では、観光業者の方に、観光協会にも幾らか負担していただければいいではないですか。だって、観光で生活しているのですもの。そのぐらいの覚悟があるのではないかなと思いますので、そんなふうなところも、いや、町と折半というのはできないのだよとか、それはちょっと私にはわかりませんが、そんなのも一つの方法と考えていただければいいのではないかなと思います。

では、特に答弁ありましたら、その看板について。

○議長(染野光谷君) 産業観光課長。

○産業観光課長(南 勉君) 村田議員の再々質問にお答えします。

モニュメントの取り壊しというのは県のほうが言った話で、こっちが今すぐ壊すとか、そういう話ではないので、ご理解いただきたいと思います。

看板につきましては、その辺も含めて総合的に判断をいたしまして、よりよい方向で持っていければいいかなというふうに考えていますので、看板というのは今のところ頭になかったというのが正直なところで、それも含めて町長等に相談しながら、ちょっと詰めてよりよいものにしていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(染野光谷君) 町長。

○町長(大澤タキ江君) 村田議員から先ほど遮断機の話がございました。

実は、私も全く村田議員と同じ考えで、秩父鉄道の社長とその話を何回かしております。しかしながら、その下にいろいろな電気系統ですとかいっぱい入っております、あれを全部直すのには何億もかかるという話で、町のほうで持ってもらわなくてはという話をいただいたものですから、それで今できないという状況でございます。

これにつきましては、私も本当に同じ考えで、両脇をちょっとうまくやってくればという話は再三しておりますけれども、そのような状況でございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長(染野光谷君) 次、5番、村田徹也君。

○5番(村田徹也君) 今の多くかかるという話は私も聞いているのですが、本当かどうかがあれなので、ちゃんとそうやった場合のを求めたほうがいいと思います。

学校教育に伝統文化伝承を取り入れることについて、教育長にお伺いします。町では、本年度より放課後子供教室はつらつルームを開設するようですが、この事業プログラムは決定しているのでしょうか。未決定段階であるなら、町の有形文化財の学習や無形文化財の継承を主軸とした事業を取り入れていただけないかと考えております。その理由として、継承者不足により唐沢の獅子舞や神楽、回り念仏など、当町独自の伝統芸能、文化を早急に継承しなければ廃れてしまうと危惧されるからです。学校教育はもちろん社会教育の両面から、伝統文化の継承事業を取り入れる考えがあるかお伺いします。

○議長(染野光谷君) 教育長。

○5番(村田徹也君) 教育長、短めにお願いします。

○議長(染野光谷君) 時間がなから。

○教育長(野口 清君) 村田議員のご質問にお答えいたします。

学校教育、社会教育の両面から、伝統文化の継承事業を取り入れる考えはあるかとのご質問ですが、第一小学校では文化クラブで秩父屋台囃子を、第二小学校においては5、6年生の総合的な学習の時間に岩田神楽を既に取り入れております。これは、地域の方に指導していただいていることであります。

今年度から開設の放課後子供教室については、企画行事といたしまして、各小学校で2学期に郷土芸能教室を4回計画しております。内容については検討段階であります。神楽だとか秩父屋台囃子などを地域の方々の協力のもと、計画していきたいと考えております。また、小学校3、4年生の社会科の授業で使用する副読本には、郷土芸能や地域の祭りなど、受け継がれてきた行事なども学習しております。

町といたしましても、昨年の夏休みには文化財保護審議委員さんを講師に、小学生を対象とした文化財めぐりを開催し、歴史や文化について学びました。今年度も引き続き計画をしているところでございます。このような伝統文化に触れる学習に、これからは体験的な活動を取り入れることは、子供たちの感性や意欲やよろもろを高めることにつながり、重要だと考えております。今後もさまざまな地域の方々の協力を得て学習に取り組むことで、子供たちの中から伝統を受け継ぐ人材を輩出するなど、未来につながる教育を展開できたらと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、少し時間が多少あるようなので、要するにこの教室で伝統文化を週2回あれば1回は継承するとか、そういうふうに取り組んでいく計画があるか、またはという話なのです。一般的に今やっていること、第2小学校でこれやっているとか、そういうことは私も知っています。そうではなくて、放課後子供教室、新たに開設した講座の中にそれを組み込めないかということなのです。

これ指導者の方にもちょっと聞いてみました。人数が何とかなれば教えに行きたいというふうなお答えはいただいています。それから、文化財、ちょっと外に出るのは校外学習なので、そういうのできるかどうかかわからないのですけれども、第一小学校であれば、例えば梅ヶ枝の井なんて言ってもほとんどの子が知らない。あれが、では連れていったときに草ぼうぼうで入り込めないという状況でいいのかどうかということも、やはりそれは文化財として長瀬町で指定した、あれは長瀬町だと思いました。そういうものに関して、やはり子供たちにしっかり理解していただいて、これをつなげていくのだという学習を、ぜひこういうところでやっていただけるのかどうか。特に、だから放課後子供教室の本年度開設の中で、継続的に伝統芸能ですか、でも唐沢ほうはちょっと教えていくというのは、今指導者がいないと。人によっては親戚なのでよく知っています。もう無理だというふうなことで難しいと思うのだけれども、ほかのも絶やさないように教育委員会として、それを取り入れたらどうかと言っていることについてお願いします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員の再度の質問にお答えを申し上げたいと思います。

いろいろご質問ありましたけれども、放課後子供教室につきましては、内容は今1年生から3年生を預かっております。高度なことについてはなかなか組めないのではないかな、ここ1学期を通して、子供たちの実態や様子を見ながら、果たして郷土芸能クラブの屋台囃子が教えてもらって可能なかどうか、そんなようなことも考えながら取り組んでみたい。そして、時間的には1時間半ぐらいです。なかなか長期な時間もとれませんので、そういうようなことも考え、それから一番は指導者の方が継続して来ていただけるかどうか、そんなようなことも心配があります。いろいろな面を考えながら、今担当とこれからの様子について考えております。

全て放課後子供教室だけではなく、社会教育のほうの公民館の講座等についても、もう少し枠を広げて考えてみたい。例えばお正月の削り花、これについては実際には、今町内でお一人しかやっていないのです。これについてもどこかで継承をしていかなければ、そんなようなこと。考えてみますと、本当にあれもこれもいろんなものがここで途切れる恐れがあります。そんなようなことも考えながら、指導者の方を考えながら、また募集をして参加してくれる方がいるかどうか、そんなようなことも考えながら、あらゆる面を考えて学校教育で取り組んだらいいのか、社会教育で取り組んだらいいのか勘案しながら検討をしていきたいと思っておりますので、我々だけでは範囲が狭いですから、議員さん方にもいいアイデアを入れていただいて、よりよい文化の伝承に心がけていきたいなと考えております。どうぞご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問させていただきます。

人口減少対策等について、町長に伺います。

長瀬町の人口は、昭和58年に9,171人とピークであったが、平成22年には8,114人、平成30年1月1日時点で7,279人と年々減少し、ここ数年は1年間に約100人程度減少しております。平成24年3月議会の若者の定住施策についての一般質問を皮切りに、人口減少対策等について数回にわたり質問や提言をしてまいりましたが、やはりこの町の特性を生かした施策が必要と考えております。

そこで、これまでとこれからの施策について3点伺います。

- 1、移住と定住施策の検証と今後の対策について。
- 2、出生数をふやすための今後の施策について。
- 3、長瀬町移住定住プロモーション事業の手段と期待される効果について伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の人口減少対策等についてのご質問にお答えをいたします。

まず、移住と定住施策についてでございますが、町では人口流出の抑制と移住促進を目的として、平成25年度から定住促進事業住宅取得奨励補助金を実施しております。昨年度までの5年間で86件を交付決定し、うち55件が町外からのUJIターンの方々でございました。

定住促進事業住宅取得奨励補助金につきましては、当初平成29年度をもって終了の予定でございましたが、多くの方々にご活用いただき移住定住につながっていると考え、平成30年度も引き続き実施すべく当初予算で計上し、平成30年3月議会においてご議決をいただいたところでございます。当該補助金の利用をより一層促進すべく、3世代が同居するための新築、増築等の場合も補助金の支給対象とし、制度の拡充を図りました。加えて、当該制度の延長及び拡充をより多くの方に周知するため、ハウスメーカー、工務店、金融機関、道の駅等にチラシを配布したところでございます。

また、埼玉りそな銀行との提携による住宅ローンの金利優遇に加えて、昨年度から定住促進事業住宅取得奨励補助金を活用して新たに住宅を取得する場合、住宅金融機構の住宅ローンフラット35の金利が優遇される仕組みも構築いたしました。これにつきましても先日申し込みがございました。これら住宅ローン

の金利優遇の仕組みにつきましても、定住促進事業住宅取得奨励補助金とあわせて、長瀬町への移住定住の一助となるよう幅広く広報してまいりたいと考えております。

次に、出生数をふやすための施策についてですが、町では、これまでも不妊不育治療費への一部助成、こども医療費の無償化、子育て支援金及び小学校等の入学祝い金の支給、通学費の補助、給食費の一部補助等の施策を実施してまいりました。これらの施策に加え、昨年度は多世代ふれあいベース長瀬を整備し、今年度は長瀬地区公園等の公園整備を行っております。

また、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によりますと、未婚者が独身でいる理由について、男性の45.3%、女性の51.2%が適当な相手にめぐり合わないという調査結果が出ております。このことから、町では本年5月にNPO法人ちちぶ出会いサポートセンタージュノールと協定を締結し、常設結婚相談所をオープンさせ、人口減少の歯どめを目指して婚活事業に取り組むことといたしました。加えて、埼玉県が今年度から実施するSAITAMA出会いサポートセンター協議会にも参加をし、未婚者の出会いの場を提供してまいります。ちなみに秩父地方では、長瀬町が結婚される方が一番少ないようでございまして、パーセンテージでいくと最下位というお話もいただいております。その中で、社会福祉協議会にも頑張ってもらっております。これらの施策や取り組みを通じて、結婚、妊娠、出産、子育て支援において切れ目のない施策の展開を図り、長瀬町で安心して子供を産み育てられるという環境を整備してまいります。

最後になりますが、長瀬町移住定住プロモーション事業についてでございます。本町への移住定住の促進をするため、長瀬町の生活を知ってもらう、移住先として選んでもらうことを念頭に置き、首都圏エリアに住む子育て世代、移住起業者及びシニア世代を対象とした体験ツアーを企画してまいります。企画内容といたしましては、それぞれの対象に合わせた長瀬町での暮らしに関する移住セミナー、保育所や子育て支援施設、小学校等の見学に加えて長瀬町らしい体験を盛り込みまして、合計10回程度実施する予定となっております。

事業実施に当たり、商工会や金融機関及び秩父空き家バンク等とも連携するとともに、実際に長瀬町に移住した方の協力をいただくことを考えております。そうすることで、単なる体験ツアーで終わるのではなく、長瀬町のことをより身近に、そして長瀬町で住むことをイメージしていただけるようなプログラムにいたしたいと思っております。

町としましては、当該事業を実施することで本町への移住定住への動議づけを図り、一人でも多くの方が当町に移住定住をしていただけるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま町長より住宅奨励補助金制度の拡充やローン金利低減などを行っているとの答弁をいただきました。今回も1回の質問で3つをやるもので、再質問が少し長くなることはご承知おきください。

まず、検証についてでございますが、先ほど認定件数などについてお話をいただきましたが、私はもう少し細かく施策の効果を検証するべきと考えます。個人事業主でも、会社経営者でも、1年間を通しての売り上げがどうだったのか、目標に対してはどうだったのか、少なくとももうかったのか、赤字だったのかくらいは考えます。

地方自治体経営の原則、地方公共団体の事務処理としては、先ほどの町長の答弁にもありましたが、住

民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないということ、またその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないという文言もあります。ポイントは、計画的な行政運営を図らなければならないということだと考えます。

計画とは、何か物事を行うための方法であります。ここでいう何かとは、移住定住者をふやすために当たり、計画は移住定住者をふやすための施策になります。こちらを計画的な運営、すなわち想定したとおりの事業ができたかどうかを説明するには、先ほどの説明では少し足りていないのではないのでしょうか。

町としてもさまざまな施策を実施しておりますが、今回はその一つの定住促進事業、先ほどもお話がありました住宅奨励補助金について私の検証結果をお話しますが、予算は平成28年1,000万、29年度が800万となっており、おおよそ80万から100万円の補助金でしたので、年間10件から15件程度を見込んでいるのかと思います。それに対して、2年とも40万、翌年が100万円の補正をしており、平成28年度と29年度の認定件数は年間16件ですので、ほぼ想定どおりなのかなと、これは推察ができます。しかしながら、当初予算の概要にも想定件数などはありませんし、行政報告書には件数と決算額の結果しかありません。もちろん内部でこの情報を把握しているのであれば、今回のような質問に対してもすぐに答えられることだと思います。

そして、今先ほど町長に答弁いただいたのは、認定件数と町外からと町内からの移住件数ではありませんでしたが、この定住事業は平成25年度から始まりましたので、今回資料をそろえられた平成21年度から29年度までの資料の中で検証してみましたけれども、平成21年度の小学校1年生が、平成22年度、翌年には2年生になるわけですけれども、1年生で30人だったとして、翌年2年生の時点で31人になると、1人転校してきたということになります。また、2年生が31人だったものが翌年に29人になっていると2人減ったということになりますから、このように計算をしていくと第一小学校では、平成21年から移住定住施策が始まる前の年、平成24年までの4年間で5人減少という結果になりました。第二小では2人増、中学校では1人減ということで、小中学生は施策の前の4年間では4人が減ったということになります。そして、これを施策の始まった年、平成25年の前年から計算していくと、平成29年の時点で第一小学校が2人増、第二小学校が4人増、中学生が3人増で9名が増加しており、施策の前と比べると、施策後には定住または移住者が5年間で13人ふえたという検証ができます。もちろんその他の移動等もありますので、確定数ではありません。

また、社会減である住民の移動者数で比べてみますと、平成24年には、転入者234人に対して、転出者304人の70人の減となっております。しかしながら、平成25年は17人増、26年は20人減、27年41人減、28年には14人減となっており、平成19年から24年までは毎年平均57人減っていたのが、施策を始めた平成25年から28年までの平均は15人減ですので、この結果を見ると、この施策だけの効果とは言いませんが、社会減を抑制されていると言っても過言ではないのかとも考えます。

何はともあれ、今のように検証するのにかかった時間は半日程度でございます。そのほかの事業についても、計画を実行したものについてはP D C Aの中の評価、そして改善、データの分析をしっかりとさせていただきたいと思っております。

また、移住定住の今後の対策についてですが、私からは議会の中で何度となく提言をしておりますので、議事録をご確認いただければわかると思いますが、長瀬町は本当に本気で移住定住促進対策をしているのかと疑問を持ってしまいます。もちろん定住促進事業の中では、奨励補助金やP R冊子をつくったり、プ

ロモーション事業を行ったりしているかもしれません。しかしながら、それらがちゃんとその対象の方に伝わっておりますでしょうか。今の時代、インターネットのサイトは最高の看板になります。特に当町については、関東屈指の観光地でもあります。なぜ観光協会のサイトに移住定住情報などを載せてもらっていないのでしょうか。アクセス数は年間約100万件、ページビュー数は約300万件ありますので、少なくとも50から100万人程度の人の目に入る可能性があるわけです。ほかのPR方法としては、秩父鉄道さんの中づりに移住定住PRポスターなどをお願いするのも、お互いにより結果になると思います。

また、たまたま長瀨町のサイトを見た人が、ホームページを見た人がいても、次のページを開いていないと思います。こちらについては、アクセス数等を運営会社に求めれば出てくるとは思いますけれども、今のサイトでは、この町が観光地なのか、移住定住を本気で頑張っている町なのか全くわかりません。さらに、ホームページ内に長瀨町に暮らしてみませんかのページがあるのですが、開いてみたところで文章ばかりでわかりづらい。みなまで言いませんので、参考までに流山市や東大和市、川越市を検索してみただけであれば気づかれると思います。

移住や出生数をふやすための施策に当たる出産、子育て支援も同様です。いろいろな事業を行っておりますが、町民にも移住者にも十分に伝わっていないのではないのでしょうか。私たち世代はもちろん、もっと若い世代は町の広報紙や新聞を見ている方は少ないのが現状です。こういった、特に伝えたい世代についてはSNSを活用したり、魅力あるサイトに変更する必要があるのではないのでしょうか。もちろん修正についても、予算がそれほどかかるわけではありませんので、早急に対処していただきたいと思います。

再質問になりますが、町長も当町のサイトはごらんになったことがあると思いますが、率直な感想等、今後これらを修正して、さらに長瀨の魅力を発信していくという気持ちがあるのか。また、これは担当課長のほうがいいのかもかもしれませんけれども、定住補助金を利用した方の、先ほどの奨励補助金ですか、そのデータがあると思いますけれども、町内の定住、町外からの移住の未就学児、そして6歳以上の方などの数を把握して、それらを活用して評価検証して次の施策を展開しているのか、伺わせていただきます。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

P D C Aの中の評価をしっかりとというお話をいただきました。確かにそのとおりでと思います。本気でやっているのかどうかというような状況だと困るわけでございまして、ぜひこれはしっかりとやらせていただきたいと思います。

そしてまた、大変よいご提言をいただきました。観光協会のホームページにというお話ですが、確かにそうだと思います。そして、他町村との兼ね合いもございまして、秩父鉄道の中づりはちょっと無理かなという思いがいたしております。ただ、観光協会はよろしいのではないかなと思っておりまして、早速にそのようなことを観光協会と詰めさせていただきたいと思います。

フェイスブックの話が出てまいりましたけれども、私も長瀨町のフェイスブックちょくちょく見るのですが、なかなか余り魅力がないという状況でございまして、これにつきましては担当者に常に申し上げております。少し見直したほうがよいのではないかとということで話をしております。もう少ししっかりとやるように伝えたいと思いますので、またお若い岩田議員でございまして、いろいろとご助言もいただけたらありがたいなと思っております。

あとにつきましては課長のほうからお願いができればと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

定住促進補助金の補助金の決定の世帯のお子さまの数でございますけれども、未就学児及び6歳以上の子供を把握した上で効果検証を行い、次年度の事業の展開を図っているかというご質問かと思っておりますけれども、こちらにつきまして今詳細なデータのほうはないためご回答しかねますけれども、これにつきましてはデータの蓄積はもちろんできております。

つきましては議員ご指摘のとおり、こちらの事業はただやるのではなくて、そのような分析もしっかりと重ねていきながら、この事業を継続するのであれば、よりよいものにしていくということは大前提でございますので、そのような形で今後も検証し、事業実施に向けては次年度もやるようであれば、しっかりと事業の構築を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 先ほどの私なりの住宅奨励補助金の効果の検証では、5年間で小中学生が13名増したのかなと考えております。

そして、未就学児、今のお話の件については、平成25年度から29年度までの町内の定住者は38人で、町外からの移住者は14人、これは先ほどの件数と同じなのかなと思います。これ以上私には情報がないので、検証はここまでとしましたが、今までお話ししているとおりより正確な施策の効果を検証するための参考にはなったかと思っておりますので、今後は全ての事業においてより正確な評価をして、次の施策を展開していただければと思います。

また、長瀬のサイトについて、町長からも担当課にも話しているという答弁をいただきました。観光協会のアクセス数から考えると、1日平均2,700人、1時間平均約113人と、今現在もサイトを見ている方がいると考えられます。今この時間もPRできる機会を逃しているということになりますので、迅速な対応をお願いいたします。

次に、出世数をふやす手法については、基本的には2つだと考えます。先ほどもやっぱりお話し出ていました、既婚者を対象にもう一子以上生んでもらうことと、独身者に結婚をしてもらうということでございます。そして、そのための施策はさまざま考えられると思いますので、細かいことは言いませんが、現在も長瀬町では独自の施策なども始めているので、その効果がどうあらわれるのかも期待をしているところではございますが、やはりもう一個ぐらいインパクトのある施策があってもいいのかなと考えております。

最近では、保育所に待機児童ができるように共働き世帯がふえているのは明白です。子育て政策で人を集めるまちづくりを行っている町では、病児病後保育、委託訪問型保育、休日保育、年末保育などに力を入れ、結果を出しているようでございます。ぜひ参考にさせていただいて、しっかりと結果が出せる事業を行っていただければと思います。

最後の質問で、長瀬町移住定住プロモーション事業についての説明と効果についての答弁をいただきましたが、私としてはこの事業への疑問は、公表されている長瀬町移住定住プロモーション事業の企画提案協議審査における審査結果についてでございますが、こちらについては、まず協議に参加したのは何社だったのか。また、評価点は600満点中392点ということですので、これは100点満点だった場合には65点ということになります。最低ラインは設けていないのかということでもございます。最低ラインがないということは、1社だった場合、誰がプレゼンを行っても合格ということになってしまいます。

また、長瀬町として移住定住してほしい対象者をどの世代と考えているのかわかりませんが、今もお話ししていましたが、子育て世代がふえてくれるのはもちろんありがたいと思いますが、なかなか即効性がある事業を行うことは難しい中、そのほかの働く世代、生産年齢世代にも移住してもらえる策が必要だと考えます。40代の働き盛り、10代のこれからの世代向けに住宅紹介、住宅補助、働く場所の紹介など、これについてもいろいろと施策が考えられます。当町は、この世代向けの施策が少ない気がしますので、今後検討していただければと思います。

最後の質問になりますが、先ほどの協議の参加者数について、また点数の最低ラインについてご意見と、ほかの世代向けの移住施策等の考えがあるのかを伺って、質問を閉じたいと思います。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員の再々質問にお答えをいたします。先ほどのプロモーション事業の企画提案協議の審査基準等々についてのご質問でございますけれども、この事業は平成28年度から事業を実施させていただいておりまして、28年のときには、議員おっしゃるとおり企画提案協議ということで事業を選定させていただいて、委託事業者を決定をさせていただきました。

そのころの詳細なデータが今ございませんので、大変申しわけございませんけれども、ご質問に対してお答えすることができませんが、平成29年度、今年度につきまして申し上げますと、昨年度も企画提案協議を実施した結果、株式会社JTBのほうに委託をして事業を実施させていただいておりまして、今年度も引き続きこの事業者のほうで委託をして、事業を実施させていただいているという状況でございます。

つきましては、これはなぜかと申し上げますと、昨年度もこの株式会社JTBのほうに委託して事業を実施したということと、それはなぜかという事業の趣旨をちゃんと理解していただいていること、また長瀬町への移住定住の促進に向けた課題抽出対策を提案することが可能であろうという、そういったメリットを勘案いたしまして、今年度も当該事業者とさせていただきました。ただし、来年度以降も、もちろんこちらは予算をお認めいただいたという条件にはなりますけれども、当該事業を実施する場合に当たりましては、本年度の事業の実施状況を踏まえまして、委託事業者の選定については考えてまいりたいというふうに思っております。ですので、先ほどの企画提案協議の状況につきましては、大変申しわけございませんが、後ほどお答えをさせていただきたいというふうに思います。

もう一点でございますが、生産年齢世代に対する対策が必要ではないかということでございますけれども、こちらにつきましては移住定住の観点からいいますと、大変重要なポイントだというふうには考えております。ですから、今この世代に対してどういう施策を打っていくかというのは、なかなか申し上げられないというのが現状でございますので、その点につきましても分析をさせていただきまして、何かいい手が打てるように施策を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（染野光谷君） 次に、2番、田村勉君の質問を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番、田村です。質問いたします。

国保税の軽減策についてであります。

今年度から国保の運営主体が県に移行し、長瀬町では国保税率を据え置くことになりましたが、依然として国保税額に対する被保険者の負担感というのは大きいものがあります。県から町へ納付金が示されるようになって、法定外繰入も含めて負担軽減策を検討すべきと考えています。例えば富士見市では、均等割額の多子減免制度を実施、そして税の軽減を図っています。

この長瀬町でも国保税に対する軽減を図るために、何らかの負担軽減策を導入する考えはあるかどうかを伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の国保税の軽減策についてのご質問にお答えいたします。

これまでの議会でもお答えしておりますけれども、長瀬町は近年、法定外繰り入れや保険税率の引き上げを行わずに国保事業を運営しております。ご質問の法定外繰入による負担の緩和につきましては、町全体の財政バランスや国民健康保険に加入していない方との負担の公平性を鑑みますと、現状では難しいと考えております。

次に、当町における国保税に対する新たな負担軽減策についてのご質問でございますが、当町においては平成30年度の税制改正に伴いまして、課税限度額の引き上げや5割、2割軽減の対象となる軽減判定所得基準を見直すなど、中低所得者に対する軽減措置の拡充を行ったところでございます。

当町といたしましては、中長期的に取り組む健康づくり事業や特定健康診査、健康指導など、町民の健康増進事業を積極的に推進することにより医療費が抑えられ、結果として国保税上昇の抑制につなげていければと考えております。

いずれにいたしましても、今後も被保険者の保険税負担につきましては十分に配慮し、急激に保険税が上昇しないよう当町の実態に即した税率や算定方式を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） そうすると、現状のままでいくということだろうと思うのですが、国保税制度そのもの自身が、ここに来て都道府県に移管するというふうな、要するに制度変更があったわけですが、これはなぜ起きたのかというと、やはり今の国保税体制のもとでは立ち行かないということで、厚労省が地方の、全国の知事会とかいろんな議長会とか意見を聞いて、そして都道府県のほうに移行するようになったわけです。もともとは、これはやっぱり1984年ころから、国の保険に対する支援というのが減らされてきているということと同時に、国保税を担う被保険者の収入といいますか、これが非常に減ってきている。一番大きな問題として象徴的なことを言うと、国保税に入っている世帯、1965年に農林水産業の人が42.1%だったと。ところが、2016年はこれが2.3%に激変すると。もう一方で、いわゆる無職の方、年金者の方とかそういう人は、1965年のときには6.6%だった。それが今43.9%ということで、非常に国保

世帯自身の中身が変わってきていると。全体的にやっぱり高齢化していくというふうな中で、立ち行かないと。だから、立ち行かなくなった問題というのは、一つは国からの、いわゆる国保に対する投入金額が減らされてきたという問題と、国保を担う被保険者の世帯の職業や何かが変わってきているというところから来ているわけです。

先ほど私が質問の中で述べたように、国保税が高過ぎるという、いわゆる被保険者の負担感というのは、私たちの調査によると、水道料とあわせて2番目に大きかったわけです。そういうふうなこともあって、埼玉県の中では2市1町が、いわゆる国保税の中の均等割の部分、これ協会けんぽや何かにはそういうのはないのです。国保税だけが均等割というのがあるわけです。子供が多ければ多いほど、その数でもってふえていくという、これはいわゆる国保制度の持っている一つの、やっぱり重大な欠陥ではないかと思うのですけれども、これを見直す動きが今全国でも始まっていると。埼玉県の中でも、ふじみ野市が第3子以降の減免制度を導入したと。富士見市も所得制限がついていながら、ことしから第3子以降の多子減免制度を創設したということで、あと杉戸町も第3子からの均等割を減免する制度を設けてきているという実態があるわけです。

先ほども申し上げましたように、協会けんぽだとかそういうもの、あるいは保険組合、こういうところにはない均等税というものが、今問題になっていると。今までの、いわゆる全国知事会と厚労省との関係の中でも、ひど過ぎるのは国のほうでやっている、要するに乳幼児以下のペナルティーです。ペナルティーを今回からなくするというふうに抗議があって、厚労省のほうでもなくすようになったわけです。いわゆる入学前だけでは全然少ないわけです。そういう意味で言えば、もっと全面的にペナルティーなんかをなくしてやるということが、今全体の流れとしては大事なのではないかと思うのですけれども、そういう点で、ぜひ国保税の中の均等部分を減らす方向、あるいはなくす方向、これは少子高齢化の流れの中でも非常に大事なのではないかというふうに考えているのですけれども、そういうことの検討というのはどうなのでしょう。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

田村議員、長瀨町が埼玉県で保険税が一番安いということはご承知ですよね。

○2番（田村 勉君） そうですね。ご存じであります。

○町長（大澤タキ江君） 保険税を軽減しろということでございますけれども、もしくはただにしろということですが、長瀨町は先ほども回答させていただきましたとおり、7割、5割、2割軽減をしっかりと図っております。

その中で、やはりふじみ野市の話が出ておりましたけれども、国保税の減免というのは、埼玉県内でもやっているところはほとんど、6団体ですかね、やっているところが。検討中が4団体あるそうですけれども、あとは実施する予定がないという調査結果が出ております。その中で、一番安い長瀨町ですので、長瀨町もしっかりとした国保税をやっていますので、今のところそういった予定は全くしておりません。

その中で、子育ての話が出ましたけれども、保護者の経済的負担を軽減するために、一昨年になりますか、子供の医療費を18歳まで無料ということでやらせていただいているわけでございます。ということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今指摘されるまでもなく、長瀨町は保険料が県下の中でも非常に安いというふうな

ことは、やっぱり行政の側のそういう努力があってということだろうと思います。

先ほど申し上げた具体的な均等割の問題でいうと、これも全県で見ると2番目、要するに安いほうから2番目で、一番安いのは新座市なのです。新座市は均等割で3,052円、それに対して長瀬町は4,933円というのが、これは2018年度のあれだと思うのですけれども、一つこれは、確かに県内の自治体と比べてみると、そういうすばらしいところに位置していると思うのですけれども、もう一方で、先ほども言ったように被保険者の保険料の負担感というのは大きいわけです。そういう点でいうと、いわゆる政府、つまり厚労省が出したガイドライン、国保運営方針というものがあるのです。これは、いわゆる一般会計からの公費繰り入れを解消すべき繰り入れと同時に、続けてもよい繰り入れという仕分けがあるのです。

解消すべき繰り入れというのは、要するに保険料の負担緩和のための繰り入れは、解消していこうではないかということなのです。もう一方で、繰り入れをしてもいいというのは、保険料の減免に充てるためのものは繰り入れしてもいいと。子供だとか障害者、障害児、医療費無料化事業、こういうことについては続けてもいい繰り入れだというふうに、この国保運営方針の中には書いてあるのです。

したがって、私はさっき均等割の問題を申し上げましたけれども、これは2018年ののですけれども、この長瀬の中でも滞納者が75世帯いると。その中で世帯の所得を見ると、前にも言いましたけれども、余り変わっていないと思うのですけれども、100万円以下が41世帯、200万円以下が12世帯。こういう人たちは中身を見れば、さっき言ったガイドラインの中にあるように、子供や障害児への医療費の無料化とか、そういう問題も含めて、やっぱり繰り入れをすることが社会保障としての国保のあり方だと私は思うのです。

そういう意味で、こういう低所得者に対する問題だとか、あるいは多子世代だとかについて、やっぱり少し国の方針に沿った形で、全県でも今非常に安いところで、そこに甘んじないで、先頭を切って長瀬町の国保はすごいと言われるような、本当に町民、被保険者を大事にした社会保障の精神に沿った方向でやっていると言われるような形でぜひ検討して、特に今私が申し上げているのは、均等税の問題なんかについての検討、それからもう一つは、今言った100万円以下の41世帯の人たち、これどうするのか。これに対する手当て、これをどういうふうに援助するかというのは技術的な問題もあるかと思いますが、これをやれば収納率も上がると。そういう滞納者世帯を少なくすることによってというふうなことでもって、一つ長瀬町の、最終的にはこの国保制度というのは、国や県からいろんなガイドラインや何かが出されるわけですが、決断するのはその自治体の長、これが地方自治の根本だと思うし、だから絶対に県も国も、この町ではこんなふうにしなさいということを命令することはできないわけです、地方自治法の観点から言っても。そういう点で、ぜひ長瀬町の長として、この国保税の問題について前向きな方向で、今私が申し上げた点を検討するというふうなことでもって、一つお答えをいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今現在長瀬町が埼玉県で一番低いわけです。戸田市が最高です。その差、戸田市は長瀬町の倍なのです。ご承知ですね。そういった中で、これが長瀬町が大変高いというのであれば、先ほど来ほかの議員さんからも検討するという言葉が多過ぎるという話いただきましたけれども、検討しますということになるわけですが、今の状況からいたしまして、一般会計からの法定外繰り入れを行うということは、町全体の財政バランス、国保に加入していない方々との負担の公平性というものを考えたときに、これはやはり難しいと私は考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） まだ2回ですよ。

〔「もう終わったよ」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 次に行ってください。

○2番（田村 勉君） 次。

〔「次の質問」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

次、行ってください。

○2番（田村 勉君） 前回も質問しましたがけれども、井戸の甌穴の問題です。整備を進めるといふ答弁がありました。町ではどんな計画を立てて、今現在どんなふうな状況になっているのか、この辺のところの進捗状況を説明していただきたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、田村議員の井戸の甌穴活用に対する進捗状況についてお答えいたします。

井戸の甌穴の整備につきましての計画、活動に対する進捗状況は、3月定例会でも答弁をさせていただきましたけれども、甌穴のある場所は国指定の名勝及び天然記念物長瀬の指定地域内であり、河川区域でもあります。また、県立長瀬玉淀自然公園の第一種特別地域にも指定をされ、自然景観の保全が図られていることから、地域内の整備を行うには幾つかの規制や制限をクリアしないと困難な状況にあるわけでございます。

このため、整備を行うには平成10年3月に策定をした名勝及び天然記念物「長瀬」保存活用計画策定報告書の見直しが必要になります。この計画に掲載されていない事業につきましては、現在のところ実施が不可能であり、策定後20年が経過をし計画内容も現状に合わなくなっておりますので、今後長瀬町の活性化を図るための施策として、井戸の甌穴の周辺整備を含めて実施していく事業につきまして計画に盛り込み、文化財としての保護を図りながらも積極的な活用を図るため、保存活用計画の見直しを行わなければならないということでございますので、現在その改定に向けまして基本方針の検討を行っており、また改定に係る経費につきまして国庫補助金の対象となることから、平成31年度の補助金申請に向けて、事業計画の作成及び予算の積算等の事務に着手をしているところでございます。

来年10月までに改定の基本方針をまとめて、そして11月に決定をして、12月に予算要求をするということになっておりまして、予算がつきましてから計画をとということになるわけでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 非常に前に向かって進んでいるという感じで結構だと思うのですが、前の質問のときには、町長も言いましたけれども、どんな方法が具体的に可能なのかという問題は、今出した冊子ですか、それは我々にももらえるのですか、その計画は。

〔何事か言う人あり〕

○2番（田村 勉君） できれば、それもらえればいいなと思っているのですが、もう一つは前回の質問の中で、やっぱりあそこの場所的な問題で、この周辺地権者の了解、同意、協力がないとだめだと思

うのですけれども、この辺については観光課長が交渉しているということですので、この辺はどうだったのか、ちょっとお願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のときでしたか、以前にも答弁させていただいておりますけれども、地権者がいるわけですが、その方が町として活用するのであれば町のほうに提供しますよというお話をいただいたのですが、その方が突然亡くなられてしまいまして、跡を引き継いだ方と、今度改めてまた話し合いをさせていただくことになっておりまして、まだそちらのほうの話し合いが始まっておりませんので、ほとんどがその1人の地権者のところが持っておりますので、これからそちらとも交渉をしながら詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） これは、やっぱりその計画と同時に急ぐ必要があるのではないかと、その許可を例えば仮に保護するような方向で持っていったとしても、そこにアクセスする道路ができなかったらどうしようもないですね。そういう意味では、同時並行的にやっぱり急いでやるということが非常に大事なのではないかとということで、ぜひそれは、そういう立場から進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど予算要求の話をしていただきましたが、予算が31年度ですから、そちらが通った段階で、その計画書をつくり直さなくてはですから、改定報告書を文化庁へ提出できるのが再来年。それが文化庁のほうで通らないと事業はできないということになるわけですから、早くても32年からではないとできないと思います。

それにつきまして、ただいまお話のありました土地につきましては、しっかりとそれまでに詰めさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に行ってください。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番、田村です。

3つ目なのですが、午前中の質疑の中でも、多世代ふれ愛ベース長瀬の問題について質問がありました。私は、あそこで公園をつくってもらいたいということでもって、署名も集めて町長に直接持っていったというような関係もあって、多世代ベースの隣の公園、これが今見るところによると、多世代ベースの建物あるのだけれども、公園というよりも雑草地というか、そういう状態でもって放置されているという状況で、これはやっぱり今後の計画、これをちょっとどういうふうになっているのか聞きたいと思っております。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

本野上地区公園の進捗状況についてのご質問でございますが、同公園は多世代ふれ愛ベース長瀬の隣接地に整備するもので、平成30年度予算に設計、工事含め1,700万円を計上しているところでございます。

進捗状況でございますが、現在までに公園への遊具設置等の意見をお聞きするための意見交換会を長瀬

地区公園を担当しております総務課と合同で、2回実施いたしました。意見交換会は、地元区長、幼稚園や保育園の保護者会長、第一小学校PTA会長、愛育会長などに参加していただき実施したものでございます。いただきました意見につきましては、可能な限り反映してまいりたいと考えております。

次に、スケジュールでございますが、7月上旬には設計業務の委託を、9月下旬には工事を発注し、1月末完成の予定となっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 状況、流れがわかりました。この公園は、多世代ふれ愛ベースと一緒にくっついていっているわけで、多世代ふれ愛ベースを利用する方と公園と一緒に考えていく必要があるのかなというふうに思っているのです。そういうふうな考え方というか、そういうふうなことは考えていないのかどうか。

それから、やっぱり今答えてもらった中に入っていたと思うのですけれども、あそこは高砂保育園とかたけのこ保育園だとか、保育園児がかなり近場にいるわけなので、このところに周知徹底をして、うんと活用してもらおうというふうなことがやっぱり大事なのではないかと。先ほど小学校のほうなんかも言っていましたけれども、やっぱりあそこにあるということを知らないというふうなことを言っている人もいるわけです、いわゆる保育園関係者で。だから、その辺のところについて何かその手だてというか、そういうものは考えていないかどうか。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、田村議員の再質問にお答えいたします。

多世代ふれ愛ベースと一緒に考えていかないのかというようなご質問だったと思いますが、先ほど町長の答弁の中でも相互に効果的に利用できたらいいというお話があったと思いますので、そのように考えていきたいと思っております。

また、保育園が近くにあるので活用してもらったらということで、これにつきましても、引き続き多世代ふれ愛ベースも含めてさまざまな媒体を活用して、その辺のご利用につきまして周知を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今答弁もらったのですが、さまざまな媒体というのですけれども、多世代ふれ愛ベースの建物と公園とを、時期的に完成してからでもいいのかもしれないけれども、一定程度お金をかけたパンフレットなりをつくって、それをやっぱり周知徹底の手段にするというのが非常に大事なのではないかと。目に見えるような印刷物というか、そういうものをつくるような考えはどうかというふうに思うので、いかがなものか、ちょっと返答をお願いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、田村議員の再々質問にお答えします。

周知の方法として、お金をかけたパンフレットをとかというご提案でございますが、ふれ愛ベースのほうでは毎月ふれ愛ベースだよりというものを職員が手づくりして配っております。そういうものも、今子供が生まれる数少ないですから、いろんな各お子様の生まれた世帯とかを訪問して直接手渡しで配ったりしております。そういう中で、公園が今後できますよというような形のものも、あわせて周知できたらいいかなと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 質問します。「広報ながとろ」に広告主の募集及び有料広告を掲載することについて、企画財政課長にお伺いいたします。

国や地方自治体の財政健全化が常態的に叫ばれている昨今において、財源の確保は重要なことと思います。そこで、「広報ながとろ」への広告主の募集と有料広告掲載についてお伺いいたします。

広告主の募集などは、町のホームページの「広報ながとろ」欄で広報紙広告主募集の内容が掲載されていることは承知していますが、「広報ながとろ」には同じような記事は掲載されていません。「広報ながとろ」は毎月2,800部発行され、有益な広告媒体でありながら、広告主の募集が掲載されていないなど、財源の確保に活用されていないことが非常に残念に感じられます。

そこで、広告主の申し込み状況と広告主の募集及び有料広告を掲載することに対する見解と方針をお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 野原議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「広報ながとろ」への有料広告につきましては、「くらしのメモ」の下段に掲載する方法により実施をしているところでございます。有料広告の募集につきましては、町ホームページで常時掲載しているところでございますが、「広報ながとろ」での募集につきましては、平成28年3月号に掲載して以降、実施をしておりませんでした。

また、「くらしのメモ」の有料広告の掲載状況についてでございますが、平成19年度に掲載を始めて以降20件を掲載し、11万円の広告掲載料が収入をされているところでございます。非常に厳しい財政状況が続いていることから、議員にご指摘いただきましたとおり財源確保の観点からも、「くらしのメモ」への有料広告の掲載は重要であると考えておりますので、「広報ながとろ」において有料広告の募集記事を掲載し、広く周知をいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいま計画を聞き、「広報ながとろ」「くらしのメモ」の広告への募集状況について説明と、広告募集と有料広告の掲載について説明がありました。

確認の意味も含めて再度確認させていただきますが、長瀬町の広告主の掲載募集の状況が厳しい状況であることは十分に認識しているつもりです。だからこそ、今議会で質問させていただきました。私の認識では、現在の広告主の募集は、長瀬町のホームページのみの募集であったかと思われましたので、「広報ながとろ」「くらしのメモ」のみ掲載となっていると思われました。掲載広告の各月1社のみとなっています。掲載されていない月も多数あります。また、広告内容としてのアピール力も弱いと感じています。

私が独自に収集したほかの行政の広報紙を確認しました結果によりますと、広報紙に広告を掲載していない行政は、皆野町と横瀬町と東秩父村と東松山市、深谷市でした。広報紙に広告を掲載している行政は、

秩父市では月平均7社、寄居町では平均5社、小鹿野町では数カ月に2社でした。小川町では月平均17社、熊谷市では月平均5社、本庄市では月平均6社、桶川市で月平均13社、北本市では月平均13社でした。さいたま市を見ましたら平均4社で、カラー広告という結果でした。広告会社数のカウントは私個人の調査であり、一つずつ数えています、誤差等についてはご容赦願います。また、広告スペースの大きさは考慮していません。純然たる広告主の数だけです。

さて、広告主募集については、広報紙で年度末に年間広告を募集している行政もあれば、各月の広報紙の広告スペースを活用して広告主募集を実施している行政もあります。また、ホームページ等を活用し併用して募集している行政もあります。何が正解でベストなのかは、私にはわかりませんが、各行政担当者の熱意を感じています。それは、広告主募集だけではないと感じました。もちろん広報はつらつ長瀬の作成についても関係者職員が一生懸命やっている熱意を感じています。

以下、質問は広報はつらつ長瀬を略して「広報ながとろ」と呼び質問させていただきますが、ぜひこの広報ながとろへの広告主募集と広告掲載の質問をよき機会として捉えて、より充実した広報紙となることも期待しています。また、今まで実施してきた広告主募集の現状、結果を踏まえて、広報ながとろによる広告主募集と広告掲載が多く集まるという大きな成果となるよう行政手腕を見せてください。知恵と汗と涙で努力を惜しまずお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 野原議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどもご説明をさせていただきましたとおり、こちらの「広報ながとろ」での募集につきましては、平成28年3月以降、実施をしていないという状況も確認をこちらさせていただいております。

こちらは、私たちのほうといたしましても、財源確保の観点から必要なことだと思っておりますので、どのような形で広告主の募集を掲載できるかということは、しっかりとこれを機に考えてまいりたいというふうに考えております。

また、広報の充実ということで申し上げますと、今年度、ことしの5月からでございますが、ページ数も拡大をさせていただきまして、特集ページを設けるなどし、「広報ながとろ」の充実も図っていきたいというふうに考えているところでございます。つきましては、より効果的な広報を実施できるよう、これからはしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいま企画財政課長の答えを聞いて安心しました。期待しています。

そこで、私の提案2つばかりお願いしたいと思います。第1の提案は、広報募集については長瀬町町内に限定せず、広告主の募集を提案いたします。行政によっては、群馬県や熊本県の広告を広報紙に掲載しています。広告主募集は、行政ホームページ等はもちろん活用し、さらにホームページの掲載だけでなく、広報紙への広告掲載併用により、よいきっかけを上げていると感じました。既成観念にとらわれない、やわらかな頭で広告主募集に取り組んでいくことを提案いたします。トップダウンではなく、ボトムアップに期待します。募集方法については、臨機応変の対応を期待します。

第2の質問ですが、「広報ながとろ」がより一層の町民に愛される、身近に感じられる一つの方策として、ぜひ長瀬町の俳句会の俳句の中で、難解な語句への振り仮名を振っていただいくことを提案いたします。俳句には、俳句独特の難しい言葉が多く、漢字が読めないため俳句が身近に感じられないことを

多数聞いています。私も読めない語句が時々見受けられます。広報紙は、俳句も読まれ初めて産声を上げて、町民を初め俳句者も広報作成関係者も町民も喜んでいただけますと思いますので、小さなことですが、行政としての考え方をちょっとお聞きして、終わりにしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 野原議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、広告主の募集につきましては、町内に限らず町外または県外にも広く発信できるように、幅広く募集してまいりたいというふうを考えております。

2点目でございますが、俳句会、掲載する振り仮名振りでございますけれども、そちらなかなか身近に感じられないというところもございましたので、そこは改善をさせていただくべく、次号以降そのような配慮をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 次に、8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 大島瑠美子です。大きな声ではっきりと言います。そして、起承転結の転は言わないように、結を先に言ってほしいかなと、そっちも思っています。

それでは、まず最初に、教育長に児童生徒の登下校時の安全対策の見直しについてお聞きします。

先月、小学生が下校中に連れさらわれた後に殺されてしまったという無残な結果が報道され、痛々しく、言いようのない怒りと悲しみが湧き出て言葉になりません。当町では、毎日防災無線で下校時の見守りをお願いする放送を行っています。また、大切な子供たちが毎日無事で登下校できるよう、地域の方々のご協力によりスクールガードリーダーなどが配置されています。ですが、万が一のことを考え、再度子供たちの登下校の安全の確保についてお聞かせください。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

子供たちの登下校の安全の確保についての対策でございますが、大島議員が言われますようにスクールガードリーダーやPTA、地域の方々の見守りのもとに子供たちの安全が守られていることに大変感謝しております。お忙しい中を本当にありがとうございます。

子供たちも、登校時は集団登校を行いますが、下校時には学年によって下校時刻が異なる場合があります。このため、町では防災行政無線による下校時の見守り放送を、低学年の下校時刻に合わせて行っております。特に1年生だけになる日が、各小学校とも週1回あります。このため、児童が一人での下校にならないよう、年度当初には保護者へのアンケート調査を行い、一人になる児童につきましては、第一小学校では一緒に帰る上級生の下校時刻まで、教室で教育支援員さんに面倒を見ていただいたり、保護者の希望により迎えに来られる方もございます。また、第二小学校でも保護者による迎え、また一人になる距離が長い児童が1名ございます。その児童につきましては、担任が途中まで付き添って下校し、保護者に引き渡すようにしております。

いずれにしても、子供たちが一人で下校する時間を少しでも少なく、できればそういうことがないように学校でも保護者と協力しながら対策を考えております。

なお、新入学児童には埼玉県トラック協会様より防犯ブザーを寄贈していただいておりますので、担任により使用についての指導、所持の確認を行っているところでございます。これは安全確保ということです。

それから、不審者の対応につきましては、児童には子ども110番の家や近所の人に逃げる、大きな声で助けを求めるなど、定期的に指導を行っております。また、警察署による防犯教室の実施、学校、PTAによる通学路の危険箇所調査なども行っております。

いずれにいたしましても、子供たちの安全対策につきましては、学校、PTA、地域の方々が一体となって取り組んでくださっております。引き続き、子供たちの安全確保が図られるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） さらっと飛ばそうかなと思いましたが、ちょっとお聞きしたいことがあるので、済みません。

今の中に言いましたけれども、支援員さんは一小が3名でしたっけか、二小は1名。それから、あと110番の家というので、今いっぱい張ってあるのですけれども、それでも留守のときだとすごい困るのです。だから、うちなんかぼろ家だからまあいいやというので、昼間もずっと玄関の鍵は締めていないのです。中に入っても、ここのうち金目の物がないと泥棒さんも持っていかないだろうかというのですけれども、110番の家というのはなるべく玄関は、来たらすぐさってあけて中に入れるようなシステムにしてもらったほうがすごくいいかとも思うのですけれども、防犯、防犯といっても、泥棒さんというのは長瀬町にはそんなには、金目のありそうなうちには入るかもしれないのですけれども、金目のなさそうなうちには入りませんので、なるべくでしたら玄関の鍵はあけておいて、110番の家というのも一理あるのかなとも思うので、そのことにつきましては、学校、教育委員会のほうですけれども、さわりなくそんなに、泥棒が入ったから、では教育長、悪いけれども100万円盗まれたからと言われても困るでしょうけれども、私のうちは野上駅前、勤めに行ったりとかお店に行ったりするので、いつも留守になってしまいます。ですから、すぐ入れてうちの中に逃げ込めば、もうそういうの来ないとも思うので、そういうふうにやっているということです。そうなので、110番の家も鍵をかけていたのではだめだなということで、そのことをたとえ少しでも皆さんに言っていただけたらありがたいかなと思って、再質問として。

それから、あとさっきの支援員が幾人で幾人ということ、お願いします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目ですけれども、支援員の数ですけれども、第一小学校は3人です。第二小学校はお二人です。

それから、幾つか質問がございました。まず、こども110番の家のことですが、今のところ第一小学校は120軒、第二小学校は61軒お願いをしております。そして、学校だより等で登録のお願いは、毎年年度初めに行っております。ただ、なかなか鍵をあけておいてくださいというのは、ちょっと言いづらい感じはしますけれども、いずれにしましても、子供が緊急時のときにどちらかへ保護していただけるような方法がいいのかなと思いますが、今年度から子供放課後教室を実施しまして、これについては大体5時ちょっと前に保護者に迎えに来てもらっていますので、子供たちだけで1年生から3年生まで下校というのは少ないのではないかなと考えております。ただ、今は高学年でも危ないですから、その辺の注意は

十分にやっていきたいなど。私の希望とすると、3時に放送させていただいていますから、そのときにその放送を聞いて、できれば玄関でもあけて、子供が来ているのだなというように見ていただけるような体制になると、もっとすばらしいのではないかななんて私自身は勝手に考えておりますけれども、これから考えていきたいなと思っております。

以上、よろしいでしょうか。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今の答えを返してくれてありがとうございます。ではぜひ。

2番のハナビシソウの現状について、産業観光課長にお尋ねします。本当に産業観光課長には、この時期になるといつでもハナビシソウのことで文句ばかり言ってまことに申しわけないと思っておりますけれども、絵はがきをくれるのと、それからその現状の開きがあるので、また今回も質問します。

ことしのハナビシソウは、咲く時期のずれなどがあり見ばえのしないハナビシソウになってしまったように思います。花は天候次第ですので、懸命に努力してもなるようにしかならないことは承知していますが、花の長瀨ですから少しでも花の美しい長瀨を見ていただきたいものです。ハナビシソウがきれいに咲かないのは、長年にわたり同じ場所に作付していることが要因となっているのではないのでしょうか。

そこで、ことしの花の里ハナビシソウ園の来場者は何人だったのでしょうか。また、来年に向けて花の里ハナビシソウ園についてどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 大島議員のハナビシソウの状況についてのご質問にお答えします。

ハナビシソウがきれいに咲いていない要因が、連作障害ではないかとのことですが、適切な施肥管理等を実施し、昨年よりもハナビシソウの株は大きく成長しております。年により生育状態に差が出てしまう原因につきましては、播種時期だけでなく、播種後の気象条件によって左右されるものと思われま

す。また、ことしの来場者数であります。約5,000人となっております。これは、昨年と比較しますと約2,000人の減となっておりますが、ここ数年でテレビや新聞でも紹介されるようになり、お問い合わせの件数やバス等でお越しになる団体客の数も、ハナビシソウ園の認知度は上がっていると思われま

す。最後に、来年に向けての取り組みですが、長瀨町花の里づくり実行委員会の役員会で検討し、来場者に喜んでいただけるような花づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 産業観光課長に再度お聞きします。

ハナビシソウの人数が5,000人、これは200円の何とか金だっけ、それを払った金額、人数なのでしょう。それとも、花を見てそれでさっと帰ってしまう人は入れていないのでしょうか。そうしますと、200円掛ける5,000人だから10万円ということになりますよね。そうしますと、今度は花の里の種なのですけれども、だんだん、だんだん種が安いのは買っているのですか、そう思います。ちょっと前のときにはすごくきれいで、それから絵はがきがすごくきれいで、いい花でピンクだとか白とかいっぱいなのですけれども、行ってみたらそんなに、少しちょっと興ざめするような、下手すると、これで来たけれども、結婚するときの写真と見合いの写真と違いなというのと同じぐらいの差があるかとも思うので、花の種はどのくらい値段の安いのを買っているのか、それをお聞きしたいと思います。

それで、花の里ハナビシソウについての来年なのですけれども、やっぱりまだ来年で、いっそのこと構

わないで、ほっぽつといたらハナビシソウ種がおこって、そして手をつけなくて一銭も金をかけなくて、少しボランティアさんに草でも取ってもらって、そしてお金を取るということも一案かと思うので、そのこともお聞きしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、大島議員の再質問にお答えします。

来場者数のカウントにつきましては、シルバーさんに委託して料金を徴収していただいていますので、純然たる入場者のカウントと、プラス老人ホームですか、そういう方たちも来て、入園はされないでその場で見ていくというのもカウントに今回は入れております。そのカウント数で、約5,000人という数字を出しております。

その次に、種の件ですが、種につきましては農協、JA長瀬のほうに依頼しまして、種屋さんのほうから仕入れておりますので、安い種とは考えておりません。あの面積をまくのに、ざっくりですけれども、約50万円ほど費用がかかっております。

それと、絵はがきにつきましては、あの絵はがき、まだ残数がちょっとありまして、以前一番いいときを撮っている絵はがきを出しておりますので、今多分黄色の原色が多くなっていますが、絵はがき的にはあれでいいのではないかなというふうに私は考えておりまして、ただ、余り違ってもおかしいので、ことし写真の募集とかをして、いい作品があればそれをなくなった時点で新しいものにかえていく方向で今考えております。

それと、そのまま枯らして何もしないで放置して、そのまま発芽させたほうがいいのではないかということだと思っておりますが、その辺も話には出るのですけれども、やっぱりよく見せたいという気持ちのほうはどうも多いようでして、今のところ実行委員で検討はしますが、一応いつかは9月から10月にかけてまいているかと思うのですが、それも含めたり、3月の10日前後にまくという案もいろいろ出ていますので、その辺につきましては花の里実行委員会がありますので、そちらとよく検討して今後の取り組みの参考にしながら、よりよい花を咲かせるためにどうするかは、今後実行委員会の役員会で検討して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今の話聞きました、そのままで草だけ取ってということ、やっぱり見栄もありますし、花の長瀬、桜はいいけれども、ハナビシソウはすごいけちなものなのよと言われてたくないですね、実行委員の皆さんは。ですので、ぜひいい花を咲かせるように、天候がすごく左右しているかなということとはわかっているのですけれども、でも言いたくなってしまうのです、絵はがきと余りにも違い過ぎるから。これを書いてハナビシソウ咲くから来てと言ったら、瑠美ちゃん、黄色い花ばかりだったよと、そう言われると、あぁと思いますので、ぜひ来年にすごく期待していますから、よろしくお願いします。

次に、3の麻疹対策について、はしかです。健康福祉課長にお聞きします。この3月に、台湾からの旅行者が感染源となり、沖縄県を中心に全国に広がりを見せている麻疹、はしかの報道を見聞き、感染予防には十分な注意が必要だと考えています。発症の原因であるはしかウィルスは感染が非常に強いものであると聞きますので、免疫力が備わっていない方は大変恐怖を感じていると思います。

そこで、町内ではしかの感染が確認されたときの感染防止をどのように行うか、その対応策について伺います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

麻疹の感染が確認されたときの感染防止をどのように行うかについてでございますが、麻疹、いわゆるはしかにつきましては、ご指摘のとおり沖縄県を中心に感染が確認されており、埼玉県におきましても感染が報告されているところでございます。幸い長瀬町では、現在のところ感染は確認されておりません。埼玉県内では、6月10日現在8人の方が感染しているというふうに聞いております。

麻疹、はしかですが、空気、飛沫、接触、いずれの感染経路からでも人から人に感染し、その感染力はインフルエンザなどに比べて強力なものと言われております。また、発症した場合の有効な治療薬はないと言われていまして、症状を和らげる対症療法が行われます。しかしながら、麻疹、はしかはワクチンの接種によりまして免疫が獲得できます。発症リスクを最小限に抑えることが期待できるとされております。

したがって、今後感染が広がりを見せた場合、このような場合は恐らく県から指導が入ると思いますが、そのような場合につきましては、広報、区長回覧、ホームページ等により患者発生の注意喚起を初め、麻疹、はしかについての情報を提供いたしまして、免疫のない方々に対しワクチン接種の勧奨をしたいと存じます。

なお、定期予防接種の対象者は第1期が1歳児、誕生日になったらすぐ受けていただくものです。それから、第2期としまして小学校就学1年前の幼児、6歳になる者ということで、これらにつきましては接種漏れがないよう引き続き勧奨を行うとともに、今後も麻疹、はしかの動向につきまして注意してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） はしかについて聞いて、そんなすごいのだと、空気感染だから怖いのだよねということで、そうなのだ、でも沖縄で始まったのだからこっちの辺には来ないよなと言っていたのですけれども、何だか埼玉県内でも出たらしいよということなので、急遽お聞きするわけです。

それで、さっきも言いましたようにはしかの接種漏れとか何かということで、昔は1回しかということで、そういう1回しかやっていない年齢があると聞かれて、うちの娘ももうそろそろ年なので、お母さん私は1回だったのかい、2回だったのかいと言われて、そんなこと言ったっておまえもうでかなくなっちゃったから、考えればもう母子手帳なんかどこか行ってしまったよと言ったのですけれども、そういう場合にはどうするのでしょうか。健康福祉課長、お願いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

接種歴につきましては、母子健康手帳で確認してくださいと、これは厚生労働省も県も言っておりますが、これで確認をしていただくしか今のところはございません。ただし、はしかにかかった方は免疫ができてしまいますので、もう要らないのです。だから、はしかにかかったことがなくて、1回も接種したことがないなというような方で非常に心配だという方は、お医者さんに相談していただくというふうに今のところはお答えするしかございません。

接種が1回までというようなお話ありましたけれども、平成2年4月2日以降生まれの方は定期予防接種を2回受けていると思われまます。それ以前の方は、1回が非常に多いということになっておりますので、心配な方はその辺のところを。ただ、定期予防接種ではございませんので、現在のところは仮に予防接種

を受けた場合、自己負担という形になります。費用につきましては、今年度は医師会さんと契約させていただいている麻疹単体の予防接種が単価6,940円という金額でございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） よくわかりました。安心していても、大体かからないと、こちら辺の秩父盆地のほうにはなるべく入ってこないようにと願っています。

次、4のパワーハラスメント対応について、町長にお聞きします。パワーハラスメントとは、職場内の人間関係について発生するいじめや嫌がらせ、上司が部下に対して行うものや、高い職能を持つ者がそうでない者に行う行為等が該当するようです。このところ、監督からスポーツ選手に対することや、官庁及び企業内におけるパワーハラスメントの話題などをマスメディアを通じて頻繁に耳にするようになり、どこにでもある身近な問題であると感じています。

そこで、パワーハラスメントを防止するためには、職場内における適切な人間関係を維持していくことが重要と考えますが、どのような取り組みを行っているか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のパワーハラスメント対応についてのご質問にお答えをいたします。

現在長瀬町では、長瀬町職員のセクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程を制定し、この規程の中で所属長及び職員の責務や苦情相談への対応等について規程しているところでございます。この規程は、いわゆるセクハラ、マタハラに関するものではございますが、パワーハラスメントについても対応の仕方は類似しておりますので、もし相談等あった場合には、同様に対応することで対処してまいります。

その他、職場内の人間関係を円滑にするための取り組みとしては、ストレスチェックというものも実施しております。このストレスチェックは、ストレスに関する質問表に職員が記入し、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査でございます。労働安全衛生法の改正により実施が義務づけられたものであり、長瀬町では平成28年度から実施をしております。検査については、専門機関に審査を依頼し、高ストレス者と判定された人には、希望すれば専門の医師と面接できるような体制をとっております。医師との面接の結果、就業上の措置が必要と判断されれば、医師は事業主に意見をすることができ、事業主は勤務の転換等の措置を講じなければならないことになっております。

また、個人の結果だけではなくて結果の集団分析も行っており、集団分析によって得られた結果につきましては衛生委員会と連携しつつ、人間関係等の職場の環境改善に努めているところでございます。

今後もストレスチェックなどを活用しながら、ハラスメントが起きることがないように注意し、職場内における人間関係が円滑に維持できるように取り組んでまいります。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） この手の挙げ方すごいでしょ、真っすぐだから。

ありがとうございました。ストレスチェックとか、するだけのことは役場ではちゃんとやっていますから、大丈夫ですというお答えを聞きました。

それで、もしもというときには、これを誰かに言ったりとかというのは、役場の職員だと公平委員会や何かに申し上げればいいのでしょうか。

それから、私と町長はそんなに仲よくないと思うのですけれども、もしも町長に、おい元気かいとこう

やってさわってしまったのはハラスメントになるのでしょうか、そのところお聞きしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりもしもの場合には、公平委員にお話をいただいてということでございますけれども、ここ近年そういった話は出ておりません。

それから、大島議員と私の関係でございますが、女性対女性でございますので、新聞に出るようなことはないと思っております。

以上です。

○8番（大島瑠美子君） 以上で終わります。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時30分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（染野光谷君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問いたします。町道主要幹線等の道路標識及び道路標示の整備について、建設課長にお尋ねいたします。

長瀬町が管理する町道の全般を見渡すと、道路標識及び道路標示が経年劣化等により消えかかっていたり、必要箇所がないなど、道路を安全に利用するには不十分なところが目につきます。この3月定例会の平成30年度一般会計予算の賛成討論においても、補正予算により早期に道路標識及び道路標示の整備を要望しました。特に主要幹線4号線等は、地域住民のほか町外の車両の通行が多く、注意を喚起する標識や標示を明確にする必要があるのではないかと感じます。

そこで、道路標識や道路標示を整備する予定についてお伺いいたします。また、町道の安全を確保するためには、計画的に維持修繕を施す必要があると考えますが、町道の維持修繕計画など策定する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

道路標識や路面標示につきましては、道路交通法に基づき公安委員会が設置、引くものと、道路法に基づき道路管理者が設置、引くものに分かれます。町道管理者である町が設置する標識は、案内標識、警戒標識です。路面標示は、区画線のうち外側線やドット線、文字など注意喚起をするものです。公安委員会が設置する標識は、駐車禁止や最高速度などの規制標識、横断歩道などの指示標識です。路面標示では、速度規制、追い越し禁止のセンターライン、横断歩道など、規制や指示を標示するものです。

現在町として路面標示を予定している箇所は、平成29年度に引き続き、幹線26号線の外側線とグリーンベルトの設置を計画しております。また、秩父地方交通安全協会長瀬支部から県道長瀬玉淀自然公園線、井戸地内で2カ所。前橋長瀬線、中野上地内で2カ所。長瀬児玉線、本野上地内で1カ所。主要幹線5号線、長瀬地内いきいき館付近。主要幹線3号線、長瀬地内、もとの長瀬駐在前交差点終点のロータリーの横断歩道等の引き直しや、標識の設置を公安委員会に要望を行っているとお聞きしております。

今後町道の管理を計画的に進めるための修繕計画などを策定する考えがあるかとのことですが、町内の多くの道路が整備後20年以上を経過し、経年劣化によります損傷が進行しております。今後維持管理コストが増加することが想定されるため、舗装点検、小規模附属物、道路標識や道路照明灯等の点検を実施し、長寿命化修繕計画を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今基本的な考え方をお聞きしたという状況かと思えます。今私が質問をした中には、県道や国道の部分も長瀬町内にありますけれども、実際のところ長瀬町道と幹線というのは、長瀬町内では主に9本あるのでしょうか。その中でも、最近上長瀬から長瀬にかけて道路整備を進めております1号線なんかに関しましても、センターライン等がないために地元の住民が非常に危険な思いをしている。地元の者は気をつけているけれども、やはり町外者も多く来るので、対向車として非常に危険を感じるという状況ではございます。

それで、線を引く余裕もないような幅のものもありますけれども、その辺のところも含めて、この先待避所ありとか、またはスピードを控えることの呼びかけ、とにかく長瀬の、今一部お話ししましたけれども、私の近所であります4号線なんかに関しましては、下のほう、いわゆる宝登山道から光安寺あたりにかけては割と線が残っているのですけれども、宝登山道から上長瀬に抜けての黄色い中央分離帯というか、分離線というものは、ほとんど消えているのが主体であります。このところは、やはり幅をはかってみますと2.6メートルぐらいしかなくて、ちょっとした大型車は本当にはみ出さないと通れないと、通行できないという状況にもなっているから、余計にセンターラインを踏むということもあるかと思えますけれども、ぜひ計画を策定しなくてはならない、ではなくても計画策定して、どんどん年次進めていただきたいというのが現状であります。

近くの人が散歩しながら、顔を見ると線はまだ引けないのかい、線はまだ引けないのかいと、月のうち何回も言われるような状態にもなっております。そういうふうなことで、いろんなことでみんな危険を感じながら生活しているところでもあります。地元の人たちが、小さくなって生活しているというような状況もいっぱいあります。そういうふうなことも含めて、標識の確認、また補助標識的に呼びかけて、結局スピードを控えるようにとか、追い越しができないというふうなことを含めてやる補助標識みたいなものも必要かと思うのです。

そのほか、幹線4号に1つ非常に不思議な標識があります。これつづら折れというのですか、標識がありますけれども、全く電柱の陰に隠れてしまっているという標識があります。その電柱には、速度規制と追い越し禁止のマークがあるのですけれども、通行区分違反ですか、その禁止のマークがあるのですけれども、その後ろ側、いわゆる背中側といいますか、そのところに大変見えにくい位置につづら折れの標識があります。本当に非常に危険なところにある標識でもありますので、その電柱につけかえるなり、または立っている柱を前に出すなり。ただ、電柱の横を掘ると、電柱が線につながっているから大丈夫かもし

れませんけれども、やはりその辺のところでつけかえをしっかりとしてもらいたい。とにかくいろんな面で、あっちもこっちも白線や黄色い線、また呼びかける走行速度の規制、そういうふうなものの標識等を確認しながら走ってみますと、主要幹線だけでも非常に物足りない、危ない、危険だというのを感じます。そういう意味で改めて、しっかりと危険を感知しながら点検に回っていただいて、早急な改善をお願いしたいと私は思うわけです。当然これ町民全体みんな思っていることであるし、議会でもたびたび質問や提言もあったりしていることでもあります。ですから、早速にその辺のところについて取りかかっていたきたいということでもあります。

公安委員会に要望していますというだけではなくて、実際にやりますと、やれますというところを、やれないところはどのようなふうにしたらいいかということも含めて検討していただきたい。そういう意味で、再度改めてその決意的な答えをお願いいたします。建設課長。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、新井議員の再質問にお答えいたします。

主要幹線4号線のセンターラインにつきましては、これは追い越し禁止のダイダイ色の実線になりますので、こちらは先ほどもお答えいたしました。公安委員会のほうでないと引けませんので、そちらのほうに要望をしていきたいと思えます。

そのほか、先ほど電柱の裏にあって見づらい標識については把握しておりませんので、こちらについては早速現地を確認し、動かして見られるようにしたいと思えます。

それと、白線とか外側線等につきましては、できるところから少しずつになってしまうとは思いますが、やっていきたいと考えております。

あと横断歩道、そういったものは先ほどもお答えしましたが、こちらも公安委員会のほうでないと引けませんので、そちらのほうに要望をしてみたいと思えます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 4号線の黄色い線に関しましては、きょう初めて口にしたわけではないのです。議会で言うのは初めてなのですけれども、そうでなくて窓口での要望を伝えてあります。

また、つづら折れの標識についても、これでは、この位置ではよろしくないよねということで、写真も撮って行って見せたこともありますけれども、そういうものが結局生かされていないということは非常に問題だと思うのです。

また、要望していきますではなくて、黄色い線といいますか、オレンジ色の線に関しましても、やはりそういうふうなもの、地元なり議員なりの要望があったときには、それを見に行ってきて、これはひどいなど公安委員会に申請するのだったら、我々がするのではなくて、建設課がやっぱり窓口になっていると思うので、ぜひ早急にそういうことに関しては動いてもらいたいと思うのです。

今私が初めて口にしたのを初めて耳にしたようなことでなくやっていただきたいと思うのですけれども、区長から、または地元民からいろいろ要望事項が出てくると思うのです。そういうものに関しましては、早速に担当者なりが現地調査をして、具体的に動き出すということを決意していただきたいと思うのですけれども、建設課長よろしくお願ひします。もう一度、再度お答えください。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 公安委員会に対する要望について建設課ということですが、こちらにつきまし

ては総務の交通担当のほう窓口になっておりますので、そちらはご容赦いただきたいと思ひます。道路に関する事ですので、総務の交通担当のほうと協議しながら、公安委員会のほうに要望をしまひたいと思ひます。

それと、区長等からの要望につきましては前の議会等でも回答して思ひますが、要望があつた場合は現地のほうを確認して対応してあります。こちらの標識については、申しわけありませんが、まだ私のほうで把握してありませんでしたので、こちらについては失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 以上で通告のあつた一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（染野光谷君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例会に町長から提出された議案は、議案第27号から議案第31号までの5件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

それでは、これより日程に従つて議事に入ります。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第5、議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴ひ、緊急に長瀬町税条例を改正する必要が生じたため、平成30年3月31日付で長瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条の第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

この条例は、町長の提案理由の説明にもございましたとおり、平成30年度税制改正に伴う地方税法等の

一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございませんでしたので、長瀬町税条例等の一部を改正する条例を平成30年3月31日付で専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第18号として公布し、平成30年4月1日から施行しているものでございます。

初めに、平成30年度の地方税制改正の概要でございますが、現下の社会経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保する等の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直しを初め、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長及び生産性革命集中投資期間中における特例措置の創設、個人住民税に係る基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引き上げなどを行うとしております。

このうち、長瀬町税条例の改正に係る内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料、長瀬町税条例新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、根拠法令の改正による条項の繰り上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承を願います。

それでは、新旧対照表の1ページをごらんください。中段の第24条の改正でございますが、個人住民税における障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の対象となる所得要件を125万円以下から135万円以下に引き上げるものでございます。また、下段の第2項は、個人に対する均等割が非課税となる所得要件の限度額を10万円引き上げるもので、いずれも個人住民税の負担軽減を図るための改正でございます。

次に、2ページ中段の第34条の2の改正につきましては、個人住民税における基礎控除に所得要件を創設するもので、現行の基礎控除は33万円の定額制であるのに対し、今回の改正では前年の合計所得が2,400万円以下であれば10万円増額の43万円となりますが、2,400万円を超えますと段階的に控除額が低減し始め、2,500万円を超えると基礎控除の適用が消滅する仕組みとなっております。

次に、2ページ下段の第34条の6の改正は、基礎控除と同様に、調整控除にも所得要件を創設するものでございます。

3ページ下段、第36条の2の改正は、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しによる規定の整備でございます。

次に、少し飛びまして、8ページをお開きください。8ページの中段、第48条の改正は、第2項及び第3項を追加するもので、国内法人の外国関係会社等に係る所得課税の特例について、国税における諸制度の取り扱いを踏まえ、所要の措置を行うものでございます。

次に、11ページ下段、第10項から12ページ上段、第12項までは、大法人の法人住民税等に係る電子申告を義務づける規定を追加するものでございます。

12ページ中段の第52条の改正は、第2項、第3項及び第5項、第6項を追加するもので、法人町民税に係る納税期限の延長の場合の延滞金の計算方法について規定するものでございます。

次に、15ページをお開きください。15ページ下段、第60条の2の改正は、農村地域工業等導入促進法の改正に伴いまして、現行の課税免除の規定を廃止し、これまで減免扱いとなっておりました集会所等の行政区が設置し公共の用に供する固定資産については、固定資産税を課さないとする規定を創設するものでございます。

次に、16ページ中段、第92条の改正は、地方税法の喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設するものでございます。

17ページ上段、第93条の2の改正は、加熱式たばこの喫煙用具を製造たばことみなすことを規定するものでございます。

下段の第94条の改正は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式を、平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に導入する等の規定を整備するものでございます。

少し飛びまして、21ページをお開きください。21ページ中段、第95条の改正は、たばこ税の税率が前項の1,000本につき5,262円から5,692円に引き上げる規定の整備でございます。引き上げる時期は、平成30年10月1日からとなります。今回の税制改正では、たばこ税の税率を3段階で引き上げるとされておりまして、2回目の引き上げにつきましては、大変恐縮ですが、40ページをお開きください。このページの最後、第95条にありますように、1,000本につき5,692円から6,122円に引き上げられます。引き上げの時期は、平成32年10月1日からとなります。3回目の引き上げですが、42ページをお開きください。このページの最後、第95条にありますように1,000本につき6,122円から6,552円に引き上げられます。引き上げの時期は、平成33年10月1日からとなります。この3回の引き上げにより、国と地方合わせて1本当たり1円ずつ、計3円の増税となります。

恐縮でございますが、22ページにお戻りください。22ページ下段からの附則でございますが、少し飛びまして24ページ、こちらをお開きください。24ページ下段から25ページの附則第5号の改正は、個人住民税の所得割が非課税となる所得要件の限度額を10万円引き上げるもので、平成33年1月1日から施行するものでございます。

25ページの中段の附則第10条の2第3項から26ページ中段の第13項までは、法律の改正に合わせて規定を細分化するものでございます。その下の第15項は、今回の税制改正において、生産性革命集中投資期間における中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置として、市町村が自主的に作成した計画に基づき、平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設するもので、この軽減率につきましては、秩父管内の全ての市町村がゼロとしております。

少し飛びまして、30ページをお開きください。30ページ下段から31ページの附則第10条の3第12項は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減免措置に係る規定を創設するものでございます。

31ページ下段、附則第11条から34ページ上段の第15条までは、法律の改正に合わせてそれぞれ適用期間を延長するものでございます。

続いて、38ページから第2条関係となりますが、43ページの第5条関係までは、17ページでご説明いたしました第94条の加熱式たばこに係る税率を5年間かけて段階的に移行するための規定の整備でございます。

また、46ページの第6条関係は、平成27年度の税制改正において講じた旧3級品の紙たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの税率の適用期間を、平成31年9月30日まで延長するものでございます。

最後に、こちらの議案にお戻りいただきまして、専決処分書、こちらの13ページをお開きください。13ページ中段の附則でございますが、第1条はこの条例の施行期日を定めたもので、平成30年4月1日から施行するものでございますが、一部の規定につきましては各号に定める日から施行するものもございます。

ます。

14ページ中段の第2条から15ページ上段の第3条までは、町民税及び固定資産税に係る経過措置について、15ページ下段の第4条以降は、町たばこ税及び手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置について、それぞれ規定するものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 一番私なんかに関心があるのはたばこです、たばこ税。たばこが今度1本1円上がるのだね、幾ら上がるのだねと、そういう話なのでちょっと聞きたいのですけれども、たばこ税が1本1円上がると、長瀨町のたばこは何もしなくても税収が入ってくるのですよね。そうだから、本当はたばこをばんばん吸ってもらって税収がうんと、3,800万ではなくて、7,000万とか8,000万とか入ってきてくれればすごくうれしいのですけれども、そうではなくてするのであれば、そうしますと今まで税収が入ってきていますけれども、たばこ税が1本1円上がると税収はどのぐらいふえる予定だか、それを教えてください。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

国と地方の配分比率なのですが、1対1になっています。ですから、1円上がりますと国が0.5円、町と県で0.5円なのです。

○8番（大島瑠美子君） 0.25円しか……

○税務課長（相馬孝好君） それが違うのです。町が0.43円、県が0.07円の取り分になります。

○8番（大島瑠美子君） 町が0.43円もらえるわけ、1円で。

○税務課長（相馬孝好君） はい、1円当たり。県が0.07円になります。国が0.5円で1円になります。

それで、当町の平成29年の消費本数なのですが、720万本消費されております。ですから、720万本に0.43円を掛けますと約310万円、これが1円上がった場合の町へのたばこ税の増税分ということになります。2回目上がりますと2円上がりますので620万円、3回目は3円上がりますので930万円、この3回の引き上げで合計しますと1,860万円の増税が見込めます。

以上です。

○8番（大島瑠美子君） ちょっと済みません。そうすると、たばこは1箱20本あるから20円は上がるわけね。

○税務課長（相馬孝好君） そうです。

○8番（大島瑠美子君） では、やめればいいのだ。

○税務課長（相馬孝好君） そうです。

○8番（大島瑠美子君） はい、わかりました。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっとお伺いしたいのですけれども、これは来年10月1日からの消費税増税を見込んだ上でのあれですよ。もしかして、また安倍首相は増税見送りと、こうなった場合なんかはどうなるのか、この辺のところをちょっと。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、田村議員の質問にお答えいたします。

先ほど来年の消費税増税があるというお話なのですが、今回3回で3円上げるというお話なのですが、これが消費税が増税される来年の10月に関しては、たばこ税の増税をしません。ですから、ことしやりますして来年やらない、3年目にやって4年目にやると。だから、4年間で3円上げるということになっていますので、先のことはわかりませんが、今は一応消費税に配慮して、そのときにはたばこ税は増税しないということにはなっています。

以上です。

○2番（田村 勉君） わかりました。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第6、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行することに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、平成30年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

この条例は、町長の提案理由の説明にもございましたとおり、平成30年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成30年3月31日付で専決処分させていただき、同日、長瀬町条例第19号として公布し、平成30年4月1日から施行しているものでございます。

今回の主な改正内容でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引き上げや軽減措置の対象となる所得基準を引き上げるなど、中低所得者に係る国民健康保険税の負担軽減措置の拡充を図るものでございます。

恐縮でございますが、お手元に参考資料、長瀬町国民健康保険税条例新旧対照表がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。上段の第2条第2項の改正でございますが、医療費分に係る課税限度額を4万円引き上げ、54万円から58万円に改めるもので、これにより高所得者により多くの負担を求めることとなります。

次に、中段の第23条の改正は、第2条の課税限度額の引き上げに合わせて、条文の整備を行うものでございます。

下段の第2号の改正は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の27万円から27万5,000円に引き上げ、2ページ中段の第3号の改正では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の49万円から50万円に引き上げることで、それぞれ軽減措置の対象となる世帯が拡大され、中低所得者に係る負担の軽減を図るものでございます。

次に、3ページの第24条の2の改正は、国民健康保険法施行令の改正に合わせて、条文の整備を行うものでございます。

議案のほうにお戻りいただきまして、専決処分書の2枚目、別紙があると思いますが、そちらをごらんください。下段の附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を定めたもので、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、今回の条例改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） これによって負担軽減になる世帯というのは、長瀬の場合は何世帯ぐらいでしょうか。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

まず、課税限度額の見直し、医療分の54万を58万円に改正した場合、世帯数は4世帯減少します。ただし、保険算定額は約40万円増額ということで、この改正の結果として40万円増額になると。それと、低所

得者に係る軽減措置の拡充ということで、5割軽減が27万円が27万5,000円になることによって6世帯、10名の方が対象になって、新たに入ってきます。それと、2割軽減対象者の中では5世帯、7名の方が新たに対象となります。

負担軽減による影響額ですが、合計で約18万5,000円減額になります。ただ、先ほど最初に述べたように40万円の増額ということは、高所得者の負担のほうがふえるという結果になるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 専決処分承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第7、議案第29号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第29号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第29号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、平成30年3月30日に公布され、4月1日から施行された放課後児童健全育成事業の

設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等により行うものでございます。内容といたしましては、放課後児童支援員の資格要件の拡大などとなっております。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。第10条第1項及び第2項でございますが、第2項において、支援員数を「支援の単位ごとに2人以上」と改めるため、第1項中の「2人以上」を削り、2項中「放課後児童健全育成事業所ごとに、左欄に掲げる登録児童数に応じ、右欄に定める人数とする」を、「支援の単位ごとに2人以上とする」に改め、同項の表を削除するものでございます。

次に、第10条第3項第4号でございますが、この第3項は放課後児童支援員という者が都道府県知事の研修を修了した者を支援員というわけなのですが、その受けられる要件の改正でございます。

まず、第4号でございますが、教員免許更新制との関係がわかりにくい規定となったことで省令が改正されました。そのため改正するものでございます。

次に、第10条第3項第10号でございますが、省令改正に伴い資格要件が拡大されたため、新たに追加するものでございまして、勤務経験が豊富ですが、高校を卒業していないため支援員の研修を受けられないという者がいるということで、省令が改正されたことに伴って追加したものでございます。

次に、第10条第4項でございますが、支援の単位ごとに児童の数について規定をしたものでございます。

次に、第10条第5項でございますが、支援員及び補助員の専従規定につきまして、ただし書きを加えるものです。20人未満の事業所の場合、条件を満たした場合は1人は専任、それ以外はほかの事業所と兼ねることができるというものを新たに加えたものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第29号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この条例の改正ということで新旧対照表等を見てみると、1点目は、現在までは例えば長瀬第一小学校の場合には36人以上いたから、その配置人員は4人以上いなければいけなかったのが、今度の改正で3人で済むと、そういうふうを考えていいのかなという点。

あと、放課後児童健全育成事業、改正3項の10号かな、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」とあるのですが、これは支援員さんだと思うのですが、例えば今までの人が辞めてしまったというところで新たに新しい人を採用しなければいけないという場合に、この5年以上放課後云々に従事した人でないと支援員として、雇用という言葉でいいのかな、できないということなのですか。そうすると、支援員さんの該当者がいなくなってしまうという危険性も出てくると思うのですが。補助員さんはこの限りではないですよね、補助員さんというのは多分資格とかそういうのは要らないと言ったらあれなのですか、そういう矛盾が出てきてしまわないかということで質問なのですが、そうではなくて、例えば教員免許とか保育園とか幼稚園とか、そういう免許を持っていれば、5年の経験がなくてもいいのですよということなのか、そのところをお願いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

支援員ですが、これはあくまでも研修を受けた者を支援員とするということですので、その支援員を各施設ごとに2人以上配置する。そのほか補助員は何人いても構わないというような形となるということでございまして、実際は第一小学校は定員が40人でございますけれども、支援員は6人でローテーションを組んで回しているというような形をとっております。

それから、10号の5年以上ということですが、これ各号に定めてありますとおり、教員免許を持っていれば経験なくても、この都道府県知事が行う研修を受けることができます。その条件がここに10個掲げられているということです。

今回の加えた第10号につきましては、地方からの提案ということで、高校を卒業していないけれども、実際に勤めている人がこの研修を受けなくて支援員となれないと、補助員でずっといるということが起きてしまっているのです、どうかしてくれないかという提案が上がって、政府がこの省令を改正したことから、うちのほうでもその規定を改正するものでございます。

これが改正されますと、現在町の放課後児童クラブで勤めている補助員さんで、この受講資格が得られる者も中には出てきますので、これを改正したいということで上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ということは、例えば教員免許を持っていなくても、県の支援員の研修を受ければ支援員になれるというふうなことです。それから、今6人で回しているという課長の答弁でしたが、6人で回しているのだけれども、実際にはそこに勤めるというか、現実に子供たちの健全育成にかかわっている人は3名ぐらいで回しているということですよ、例えば長瀬第一小学校では常時6人ずつがそこにいるという意味でなくて、交代で回るとか、そういう意味でよろしいわけですよ。はい、わかりました。

例えば中学校を卒業して、5年間そういう補助員さんをやっていたら、そういう人でもこの研修で適当であると認められたと。町長がその人が適当ですということなら、その人も支援員さんとしてお仕事ができると。

〔「支援員として研修を……」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 研修を受けて仕事につくことができるということです。はい、わかりました。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第8、議案第30号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第30号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,405万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を32億7,577万3,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第30号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回4,405万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を32億7,577万3,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入の補正についてご説明いたします。第19款諸収入、第5項雑入、第2目雑入の補正額1,600万円は、町営塚越グラウンドの整備を行うための独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金でございます。

次に、第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額2,805万円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるもので、この金額が一般財源からの支出となります。

次に、歳出の補正につきましてご説明をいたします。まず、第2款総務費、第3項町税費、第2目賦課徴収費224万7,000円の増額は、第23節償還金、利子及び割引料で、株の譲渡や取引により特定口座内で生じた利益には約15%の所得税と5%の住民税が課税されるものとなっております。このたび当該利益の出た方が3月の確定申告におきまして、平成29年以前からの株の譲渡や取引により特定口座内で生じた損失の損益通算の適用により利益がゼロ円となってしまったため、既に住民税分として源泉徴収された金額から今回の確定申告に基づき、決定した住民税との差額を還付するものでございます。

次に、第10款教育費、第2項第一小学校費、第1目学校管理費26万円の増額は、第11節需用費で長瀬第一小学校の屋上に設置しました太陽光発電設備のパワコンの故障に伴う修繕に要する経費でございます。

同じく第10款教育費、第7項保健体育費、第2目体育施設費の4,154万3,000円の増額は、第11節需用費6万4,000円、第12節役務費1万円、第15節工事請負費4,076万1,000円及び第18節備品購入費70万8,000円でございます。町営塚越グラウンドの整備及び利用者がグラウンド整備で使用する木製トンボやコートブラシ等を購入するための経費や、利用者が使用する簡易トイレ及び木製トンボ等を保管する物置等を購入するための経費でございます。

以上で、議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点か課をまたがることがありますけれども、質問させていただきます。

まず、この補正予算書の9ページのほうのスポーツ振興くじ助成金、これが1,600万円ここで入っているということは、こういうスポーツ振興くじの助成金が決まっていなかったと、ここでこれだけ入るからというので補正で入ってきたという考えでよろしいわけですね、それが1点。

それから、財政調整基金の繰入金というふうなことで、ここに2,800云々とありますけれども、ちょっと私今ここには資料が、平成27年度末残高しか持っていないのですが、多分4億6,758万3,000円だったのではないのかなと、財政調整基金の積立金が。それ27年度です。これが、ちょっと28年度分が私のほうわからなかったので抜けているのですが、この財政調整基金の目的は、これはここで言ってもしょうがないことなのですが、残高がちょっとどのぐらいになっているのかということが、これかなり切り崩しが進んでいくとやっぱり町の財政調整基金ですか、積み立てをして、いざというときに使おうということですから、その残高がどうなっているのかということを知りたいと思います。

それから、これは仕方ないことだと思うのですが、歳出のほうで今224万7,000円という大きい額が還付でいったので、これだけ減ってしまったということは、これはやむを得ないことなのでしょうけれども、こういうことは余り見たことがなかったというか、ちょっと株とかわからないので、そういうことがあり得るのかなということなのですけれども、これはあり得るからこういうことになったのだろうけれども、言葉が悪いですが、どうにかごまかしてなんていう言葉は大変ここでするべきではないのですけれども、そういうことではなくて、損益が出たから、もう払ってしまったのは返さなければいけないという意味合いのことか。

あと1点は、教育委員会なのですけれども、塚越団地のグラウンド整備というふうなことで予算が出されているわけなのですけれども、これは3,886万1,000円と190万円です。この塚越団地は、以前テニスコートがあったときにテニスコートが使用禁止に、多分7年前ぐらいだったかなと思うのです。のり面のところの剥がれかけて、何というのですか、こういうブロックと駐車場のところに穴があいているということで、あそこはトラロープが張ってあって、失礼な言い方ですが、今も張ってあるというほどではなくてだらっとなってますけれども、あそここのところが今草が大分生えています。あそこも見たのですけれども、そこは直していません。要するにのり面が倒れそうだから、ここのテニスコートは禁止ですよということだったのです。使用禁止だということで、テニスコートを使っていなかったわけです。

今度新たにあそこをせっかく広くしたのだけれども、そこが直っていないというのですが、これは直すお金もこの中に入っているのですか。もしこれを直すお金が入っていないとすると、あそこが危険なまま始まるということなのかな、それとも何らかの危険ではないという保証があるのか。ただ見た目には穴があいただけで、いや、危険ではないのですよということがあっても、あれが接着剤でも入れるとかそんなふうな、入れてもどうか、何か専門的なあれをやらないとわからないと思うのですが、ちょっと筋が通らないといえますか、今まで危険で使えなかったというところに、下に土を盛って今度は危険ではないですよ。だから、これ多分もしかすると、下の造成というか残土を入れましたよね、あれが上がって高さの差がなくなったから倒れる心配ないと考えているのか。いや、今後あそここのところは補修して、やはりそこもやるのかという予算になっている、そここのところについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

まず、歳入の補正予算の関係でございますが、1点目のスポーツ振興くじ助成金につきまして、このたび今回申請を出したところ内定のほうが出ましたので、この補正予算を1,600万円計上させていただいているところです。

2点目の財政調整基金の残高でございますけれども、こちら今回の補正予算お認めいただいた場合につきましては、基金残高は2億104万2,000円になるというところで見込んでいるところでございます。

以上でございます。

〔「2億104万ですか」と言う人あり〕

○企画財政課長（内山雅人君） はい。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、村田議員の塚越グラウンドの擁壁のブロック積みの関係について、建設課のほうでそこをやりましたので、ちょっとお答えさせていただきます。

あそこの部分につきましては、高さが結構5メートル以上盛土する前はありまして、その部分でブロック積みにクラックが入り転倒する可能性があったので、あそこの部分は使用禁止という形になっていたかと思えます。

それが今回、造成というか、土砂の搬入により造成し、約3メートルよりちょっと低くなっておりまして、それに伴いまして、背面から来る土圧等が小さくなった関係で、転倒する恐れはなくなったと考えており、安定したものと思っております。ただ、そこの部分の穴のあいている部分につきましては、教育委員会のほうで工事をするときにどうするというのは、ちょっと私のほうでわかりませんが、一応転倒する危険性は低くなったと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

特定口座内で生じた利益に対する課税の方法についてご説明させていただきます。株の譲渡や取引により特定口座内で生じた利益に対しては、所得税が15%、それと住民税が5%課税されます。納税の時期は、1年分をまとめて株式等の取り扱い業者が源泉徴収し、所得税分は国へ、住民税分は県へ納付します。県は、この納付された住民税のうち5分の3を当該市町村に交付金として交付します。配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、このいずれかになりますが、5分の3を当該市町村へ交付すると、残りの5分の2、これが県の県民税分ということになります。

今回のように、確定申告において損益通算という制度、3年間損益を繰り越せるのですが、その繰り越しのマイナスの部分が、ことし生じた利益の部分を上回ったわけです。ですから、前もって県に納めたものがなくなってしまったわけなのです。納める必要がなくなったということです。それで、今回歳出予算として予算を計上させていただいたということなのです。

以上です。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

町営塚越グラウンドの整備工事ですけれども、3,886万1,000円につきましては、スポーツ振興くじの助成金の対象工事でありまして、こちらはクレー舗装、ネットフェンス設置、門扉等の設置になります。先ほど建設課長のほうより言われました駐車場の整備のほうは190万円、こちらのほうの整備附帯工事のほうに入っております、そちらの駐車場の陥没した部分の穴埋め、あとはガードレール等の設置の費用、あとは水道設備、あずまやの移設等の設備の中で190万円計上させてもらっています。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、余り細かいことは言いませんけれども、建設課長のほうの答弁で大丈夫だろうというのは、やはり施設をこれから管理運営していくのに対して、もう少ししっかりした答弁をいただけたほうがよかったのではないかなと。だって、だろうで何か起こったら困るわけですよ、何か行方の場合に。ですから、例えばそのときに、確かに私も見て昔と比べて大分差が少なくなったから、多分そういう意味だろうと先ほど質問でも入れましたけれども、その場合にはある程度その工事業者さんにこれらとかも含めて見ていただいて、これが落差といいますか、のり面の差が少なくなったから安全なのですよというふうなことではないと、やはり困るかなと。今教育委員会のほうで、あそこは穴埋めをするというふうなことなので、ロープとかもなくなって、使う人が安全に使えるのだという、そういうことで、だから建設課として安全確認ということをもしできれば、あれちょっと場所が教育委員会になってしまうのかな、あそこでやる場合に、さらにしっかり見ていただければと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第9、議案第31号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

○町長（大澤タキ江君） 議案第31号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し

上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員である大澤雅文氏の任期が、平成30年6月23日で満了となるため、引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

大澤氏は、井戸下郷区にお住まいで、飲食店を経営。温厚な性格で幅広い見識を有する方であるため、引き続き委員として選任するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。ご質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり同意されました。



◎請願第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第10、請願第2号 憲法9条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員、田村勉君に趣旨説明を求めます。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） それでは、請願を受け付けた議員として報告いたします。まず、その文章を読み上げてみたいと思います。

日本国憲法は、平和主義、基本的人権の尊重、国民主権をうたった国の基本法です。この憲法は、日本が犯した侵略戦争への深い反省に基づいています。とりわけ9条は戦争の放棄、戦力の不所持、交戦権の否定を明記しており、世界に戦争しないことを約束した重要な条文です。

しかし、今憲法9条を変えて、自衛隊を政府の意のままに海外に送り出すようにして自由や人権を制限し、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっています。私たちは、このような憲法改正の動きを受け入れることはできません。

9条への自衛隊明記は、安倍首相の「何も変わらない」という言明に反して、戦後日本が築いてきた「戦争しない国」の転換をもたらすことは明らかです。もし、9条に自衛隊が明記されることになれば、9条

の「武力によらない平和」の理念と真っ向から矛盾し、9条の根本的改変が起こることは明らかです。

また、憲法9条の1項と2項が残っても、海外での集団的自衛権の行使を認められた自衛隊が憲法に明記されることになれば、1項と2項は空文化し、日本は海外で戦争をする国になってしまいます。もちろん、これは国民の多くが望んでいることではありません。

安倍首相は、北朝鮮問題での国民の不安を煽って改憲へと誘導していますが、軍事的圧力や9条改憲では、北朝鮮問題を解決することはできません。朝鮮半島とアジアの平和は、憲法9条の原則に基づく外交によってこそ、実現できるものです。

以上の趣旨を踏まえて、再び「海外で戦争する国」にしないためにも、憲法9条を変えることに反対することを国に求める意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき提出していただくようお願いいたします。

こういう中身でありまして、戦後七十数年、日本が一度も戦争に巻き込まれないで、自衛隊も死者を出すことなく来たこの背景には、やはりこの平和憲法があったということが言えるのではないかというふうにも確信しておりますので、この請願を受け付けたわけでありませぬ。

以上です。

○議長（染野光谷君） これより本請願に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） それでは、内容について4点ほど伺わせていただきます。

憲法9条を変えることに対する意見書の提出ということですが、請願の内容を見たところ、日本が犯した侵略戦争や日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっている。また、海外で戦争する国などが見受けられますが、まず日本が侵略戦争をしてきたと考えているのか伺います。

また、戦争する国になるという根拠、これが2点目。

そして、平成19年に憲法審査会が設置され、現在も各党で改憲に対して議論を高めているところでございますが、それらの内容については考慮せず、そもそも論で護憲と考えているのか伺います。

最後に、これは確認なのですが、請願者のオール11区市民の会というところは、日本共産党埼玉北部地区委員会のサイトに総会案内などが掲載されておりますが、共産党さんの内部団体、もしくは支援支持団体という理解でよろしいでしょうか。

4点について伺わせてください。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） なぜ侵略戦争かということなのですが、侵略戦争というのは、やっぱり自分の国ではなくてよそへ行ってやるわけですね、侵略するわけですから。そういう意味で言えば、それ以上言葉をつけ加える必要はないと。中国で行ったいろんなあれがありますよね、それに対して日本の村山首相も、あるいは当時の河野外務大臣も、侵略的行為があったということでもって述べています。これは教科書でも、侵略戦争だということは当然だと思うのです。

2番目、3番目がちょっとよく聞こえなかったのですが、4番目を最初に言います。オール11区の会というのは、要するに衆議院の11区の中で、それぞれ戦争反対する、あるいは憲法改悪反対だという人たちが集まっているので、共産党の外郭団体ではなくて、共産党も一政党として加わっています。そのほかに、新社会党だとか、ほかに平和を求める個人あるいは民間の団体なども加わっていますから、共産党の外郭団体ということではありません。

2番、3番についてはちょっとよく聞こえなかったもので、もう一回、2番と3番について言っていた

けますか。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 1つが戦争をする国……

○2番（田村 勉君） ちょっと声が小さくて聞こえないのです。

○4番（岩田 務君） 1つが、戦争する国になると書いてありますけれども、この根拠。

もう一つが、そもそも論で憲法を変えないほうがいい護憲と考えているのかということです。

○2番（田村 勉君） ああ、なるほど。戦争する国になるというのは、この間2014年あたりから見ればわかるように、機密法を通り、そしてここの長瀬議会でも採決しましたけれども、戦争法、これに対してやめてくれという意見書を国にも出しました。やっぱり着々と安倍首相はそういう準備を始めて、そして今度はこの中で重大な問題は、歴代の内閣が、内閣のいわゆる法の専門家である内閣法制局は、ずっと今までの日本の平和憲法の流れの中で、個別的自衛権は、これは認めると。個別的自衛権というのは、要するにその国だけの自衛権は認めると。これを今度は内閣法制局長官をかえて、それで集団的自衛権も認めると。集団的自衛権というのは、ある国ともう一つの国が同盟してやると。日本の場合なんか比べてみれば、やっぱりアメリカの日米安保条約のもとで、アメリカ軍と一緒にあって、海外で日本の自衛隊が戦争する可能性が客観的にできているわけです。それをもってして、やっぱり日本が戦争する国になるということです。

それから、もう一つは何でしたっけ。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 今憲法改憲に向けて、いろいろと各党で相談とか……

○2番（田村 勉君） ちょっと声が小さくてよく聞こえないのです。

○4番（岩田 務君） 今平成19年に憲法審査会が設置されて、現在でも各党で改憲に対して議論を高めているところですけども、それらの内容を考慮せずに、そもそも論で護憲、だから改憲しないほうが良いと考えているのか、お考えを伺っているところです。

○2番（田村 勉君） もちろんそれは、憲法審査会自身が憲法の中身をどう変えるかという問題でやっているわけで、もともと日本国憲法というのは、アジアで2,000万、それから日本の国内でも310万人の犠牲を払って、そして今の憲法ができたわけです。私自身が聞いた話によると、物を読んだりなんかした中で、私自身もなるほどなと思ったのは、この憲法をつくるときの時の首相の幣原喜重郎さんがマッカーサーに対して、戦争をしないためには武力を持たないと、戦力を持たないほうがいいのではないかということ提案したというわけです。そういう事実が、最近歴史的にも明らかになったのです。

よく改正論者は押しつけ憲法だとかと言うけれども、もちろん案をアメリカの人たちがつくったわけだけれども、成立過程を見ると、これはちゃんと国会で議論して、そしてその時に政府も、もう戦争はしないよというのでもって、教育も徹底したわけです。それがどんどん、どんどんうやむやにされて、立憲主義自身が掘り崩されていっているのが今の実態だと思うのです。そういう意味でいったら、憲法審査会で今憲法をいじる可能性というか、その必要性はないのではないかとということで私は考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ちょっと質疑になるかどうかわからないのですけれども、この第二次世界大戦の捉

え方について発言よろしいですか。先ほど侵略戦争かどうかというような質問があったので、回答がどうかかわからないのですけれども、これは当然侵略戦争と見るのと、日本の軍部は当時アジアの平和を守るといふ平和を希求するための戦争だという目的を持って戦争してくるのだよというのでアジアに入っていったわけです。ですから、これも今現在でも2つに分かれています。だから、侵略戦争と私も思いますけれども、侵略戦争であった、または捉え方によってはアジアの平和を守る戦争であったというふうなことで、これがどちらかとここで論じてもしようがないとは思いますが、一応これ質疑になるかわからないのですけれども、見解を述べさせていただきました。

○議長（染野光谷君） いいことだから、もう少し説明してください。

○5番（村田徹也君） それぐらいで。

○議長（染野光谷君） いいよ、いい機会だよ。

5番、村田徹也君、もう少し説明してください。僕も知りたいのだよ。

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） では、もう一回簡単に言いますと、第二次世界大戦が侵略戦争か、または平和主義にのっとった戦争かというふうなことで学者も揉めている……バツね、はい、オーケーです。

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については常任委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本請願については常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより本請願に対する討論を行います。討論はありませんか。

まずは、本請願に対する反対討論を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） この趣旨説明の中で、いろいろと書いてありますけれども、日本国憲法は確かに平和主義であり、基本的人権の尊重、国民の主権をうたっている基本法であります。しかし、最近では日本国内における災害等、非常に地震、津波、水害等の大災害が発生した折に組織的に活動して、人命救助や生活基盤の確保などを行っている自衛隊の存在というものが大変曖昧になっております。

また、ある団体からは、これは違憲団体だというふうな状態でも言われております。ですけれども、なくてはならない団体であります。そういうふうなことで国を守り、また国民の生命、財産、国家の安心、安全、そういうようなものを守るためにも、自衛隊の存在を認めてもらうことは必要なわけであります。

今曖昧な存在になっている状態の自衛隊でありますけれども、逆に憲法を改正して、その存置並びに活動を支持する法律的な基盤を確立していくということも必要だということから、この請願に対して反対の討論をいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、これ非常に迷うところではありますが、賛成討論をさせていただきます。

自分は、小さいころから親が中国に3年戦争に行っていたために、子供のころから戦争の悲惨さを聞いておりました。それで、本当に中国の人たちを殺したり、自分も死ぬ思いだったとか、そのような話をさ

んざん聞かされております。戦争について非常に多く頭に、脳裏に残っております。

まず、この自衛隊が違法かどうかとかいう、まず国防隊とかなんとか言うのから、だんだん自衛隊法になりまして、自衛隊法ということで今自衛隊は認められているというふうなことなのですが、ではこれをどういうふうに憲法に明記するかというふうなところだと思うのですが、まず第1点目としては、自分自身では、まだ憲法にこれ明記してやるのは早いのではないのかなということですが、

なぜかということは、日本が日米安保条約、それから地位協定に非常に縛られていると。例えば沖縄で飛行機が落ちました。この間も落ちました。これに関して、または横田基地にヘリコプターのオスプレイを配置すると。いや、これ反対だとか言っても全然日本に、要するに治外法権的な立場にあるわけですよ、もうどうにもならないと。沖縄県の中で、アメリカの元兵隊さんとかアメリカ軍の人が不祥事を犯してしまったとか、そういう事例があっても基地の中に入ってしまうと、これ日本の裁判権が非常に届かなくなってきたりとか、実際にはアメリカのほうの司法に委ねると。全てがそうではないのですが、そんなような状況にあります。ということは日本の国土の中に、要するにそういうアメリカの基地とされる所がかなりあると、ちょっと広さは忘れてしまったのです、済みません。沖縄県では、翁長知事が言うに79%は、もう沖縄県は、要するにアメリカの基地として使われたり、いろんなことになっていると。ただ、これ国のほうでは37.何%とか言っています。

そういう状態で日本の、要するに憲法とか法律とか、そういうのが及ばないアメリカの傘下に日本があると。例えば米朝の会議があると、そうしたら日本の安倍総理大臣は、何かトランプ大統領にお願いしてどうのこうのとか。そうではなくて、やはりこれもアメリカの傘下にあるということですかね、そういう状況であると。要するに個別的自衛権は違憲ではないと、集団的自衛権も違憲ではないというふうなことに、2015年、安倍政権のもとでそうなったのです。集団的自衛権も違憲ではないということは、では集団的のほかの国と一緒に攻めていくというのではないだろうけれども、一緒になって行動しても憲法に違反しませんよと、そういうところでこれをしっかり憲法の9条の条文の中に書くということは私としては賛成できかねるので、この請願、意見書を提出したらいいのではないかなという意見です。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に賛成。

〔「反対ですよ」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 今度は反対か、反対討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田です。私は、反対の立場で討論させていただきます。

先ほども質問させていただきましたが、理由としては、まず願意の妥当性を考えたときに、請願の趣旨について歴史の認識や物事の解釈に不明な点があるためです。先ほども村田議員からも、個々の見解は違う部分もあるという話も出ていましたが、これは本当に難しい話だと思いますが、私の認識としては、日本がアメリカなどと戦争になったのも、アメリカ、中国、イギリス等による経済封鎖と、その当時輸入の8割以上をアメリカが占めていた石油の全面禁輸措置によって、日本の経済が立ち行かなくなったからと言われており、マッカーサー司令官はアメリカ議会にて、日本が戦争に突入したのは、主に自衛に迫られてのことだったと証言をしております。敵国の最高司令官が、侵略戦争ではないとお墨つきをつけているようなものでございます。

そして、当時のアジアやアフリカのほとんどの国が、ヨーロッパ、アメリカから奴隷的植民地支配を受

けていたわけで、マレーシア、タイ、インド、インドネシア等の首相などは、アジア諸国の独立は日本のおかげと口をそろえて発言しているのもご存じだと思います。

また、日本が戦争をする国を目指して憲法の改正をするわけではないことは言うまでもありません。戦争をしないためにも改正が重要であり、アメリカは6回、フランス27回、カナダ18回と憲法改正を行っており、時代の要請に合ったものへ変えていくことは必要だと考えます。こういった理由からも、この請願の趣旨に誤認がある可能性や、現在国において慎重に審議していることを考えて反対とさせていただきますので、皆様のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかにありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 私は、この請願について賛成の意見を述べたいと思います。

憲法第9条というのは、戦争が終わった後、随分とアメリカのマッカーサーから何からということで、白州次郎だったか、さっき言った首相たちが抵抗して、それで日本の国だってあれだけの若い命を落とされて、みんな特攻隊とかで行ったわけです。それがまた佐藤栄作さんとか、それから死んだ長老の政治家が、戦争を知らない世代になったら、すごく日本の国は大変になるだろうと、危うくなるだろうと。戦争を知っている人たちがすごく多かったり、その人たちが日本の国を牛耳っているときには安泰で、青年も一生懸命夢に向かっていられるけれども、戦争を知らないような、こんなことをと言っては悪いですが、そんなにわからないような人たちが、そうです、そうですと言っているということで、経験値を知っている人というのは、やっぱり戦争はいけないことです、人の命はということなので、私はこの憲法第9条を変えることに反対する意見書を提出したほうがいいと思いますので、それに賛成します。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより請願第2号 憲法9条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本請願を採択することに賛成諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（染野光谷君） 起立少数。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。



◎議員派遣の件

○議長（染野光谷君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元にご配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元にご配付しましたとおり派遣することは可決されました。

◇

◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（染野光谷君） 日程第12、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎閉会について

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例改正案、補正予算案など5件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

今しばらくは、はっきりしない天候が続くかと思いますが、皆様には健康に十分ご留意なされ、町政の進展のため、ますますご活躍なされますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（染野光谷君） これをもちまして平成30年第2回長瀬町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長 染 野 光 谷

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 新 井 利 朗